

## 第9回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

### 1 会議名

第9回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

### 2 開催日時

平成30年8月31日（金）午後1時30分から午後4時40分

### 3 開催場所

北杜市明野総合支所 2階 会議室

### 4 出席者（敬称略）

#### 出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

塙喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

尾田紘生（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

篠原充（学識経験者）

坂本清彦（学識経験者）

松平定之（学識経験者）

#### 欠席委員

金丸正幸（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

松本真由美（学識経験者）

#### 事務局

土屋裕（建設部長）

小尾民司（農業委員会事務局長）

植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）

篠原雅典（生活環境部環境課環境ほ全担当）

日向武彦（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）

吉田武（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）  
小林勝己（産業観光部林政課林政担当）  
浅川和喜（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）  
鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

自然電力(株) 佐々木周  
山梨県自然エネルギー発電(株) 大友哲

5 議事

提言（案）に対する検討の整理及びまとめについて

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

26名 報道関係者 5社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

（事務局） 本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。進行はまちづくり推進課長の植松が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日は17人のご出席をいただいております。設置要綱第7条第3項により会議は成立していることをご報告いたします。また、本日は松本委員、金丸委員より欠席のご連絡をいただいております。事業者については、自然電力株式会社の佐々木委員の代理として、同社の尾田様にご出席をいただいております。

本委員会の公開については、第4回の会議において公開すると決定しておりますので公開とさせていただきます。

また、傍聴人ですが、本日の委員会の開催について事前に公表を行ったところ、26名の傍聴希望者がありましたのでご報告いたします。傍聴人の皆様には傍聴要綱を遵守されますようお願いいたします。

本日の報道関係者については、山梨日日新聞、八ヶ岳ジャーナル、日本工業経済新聞、東洋経済新報社、YBSであります。報道関係者からは写真撮影、録音、録画の申出がありましたが、これを許可してもよろしいでしょうか。

（一同） 異議なし

（事務局） それでは報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のないようお願いいた

します。

(大友委員入室)

それでは次第に従い進めてまいりたいと思います。なお、本日の会議の予定はあらかじめご通知に記載しましたが、概ね3時間としまして午後4時30分の終了の予定でありますのでご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、開会の言葉を坂本副委員長にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(副委員長) 皆さんこんにちは。暑い暑いと言いつつまた暑さが戻ってきました、またいつもの如くですけれども、水分をいっぺんに飲んでも人間の摂取できる水分量は決まっているようなので、こまめに水分補給を心掛けるようにしてください。また議論も活発に行われることをお願ひします。

それでは、ただいまから第9回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開催いたします。

(事務局) ありがとうございます。委員長よりあいさつをいただきます。篠原委員長お願ひします。

(委員長) 改めまして皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中を第9回の検討委員会にご出席をいただきましてありがとうございます。副委員長がおっしゃったように、まだまだ暑い日が続いておりますが明日からは9月となります。いよいよ秋も前と季節も移り変わっていく訳でございます、本委員会も第1回目から季節も一巡をする頃となった訳でございます。今日は市民委員の皆様から提示された条例化の骨子案に関して議論を固めていく場となろうかと思いますが、提言案を実効性のあるものとしていくためには実現可能な内容にしていくことが肝要かと存じます。

本日の議事進行資料の中には条例化を検討する際に気をつけなければならない課題がいくつかございます。どうか委員の皆様方には一方向からの議論に捉われず、あらゆる角度・視点から精査し、議論を尽くしていただきますことをお願ひ申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。議事に入る前に事前に郵送した資料及び本日配布した資料の確認をお願ひいたします。資料は資料1から資料9までございます。資料1から資料5については市民委員からの資料でございます。

資料6は骨子案の検討資料となっております。こちらは委員の質疑・意見の項目とそれに対する課題と課題に対する検討について記載されております。委員会での検討いただく資料としてご確認いただければと思います。なお、ここに記載している内容については委員会の中で議論された内容についてまとめたものとしてございます。

次に資料7でございます。これについては本日欠席ということで松本委員からのコメントをいただいております。

次に資料8でございます。前回の検討委員会でもお配りさせていただきましたが、太陽光発電設備の確認状況の6月末のものでございます。発電量を入れた資料が欲しいということでしたので、そちらの資料になっております。

次に資料9でございますが、議論の中でもあります、5項目目の規制の関係につ

いて骨子案の内容を図示したものとなっております。検討する際の資料としていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議長については設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議長となるとしております。篠原委員長、議長としての議事進行をよろしくお願いいたします。

(議長) それでは執行より今お話がございましたので、私が議長となってこれより議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。スムーズな進行ができますようご協力をお願い申し上げます。

次に会議録についてでございます。北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、会議の記録を作成し公表することとなっております。会議録については会議で指名する2名の者に署名をいただいております。会議録の署名には自然電力株式会社様(尾田委員)、山梨県自然エネルギー発電株式会社大友委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、傍聴に関して再度お願い申し上げます。会議場所での発言や拍手等、会議の妨げとなるような行為があった場合は退場をいただくことがございますので注意をお願いしたいと思います。

注意事項でございますが、発電施設の個々の案件に関する非難や誹謗中傷等の発言は一切ないようお願いします。また、本日の議事がスムーズに進行しますよう委員の皆様には発言はできる限り簡潔にお願いするとともに、議題とかけ離れた発言等については話の途中においても注意や抑止を促す場合がございますので、くれぐれもご注意をいただきたいと思います。

それでは議事を進めてまいりたいと思っております。前回市民委員の資料の提言案に関する11項目の議論が終わったところでございますが、前回委員から提案がございました、これまでの議論をもとに骨子案の内容を固めるための議論を進めていくということでございまして、今回についてはそのような進め方で議事を進行してよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(議長) 異議がございませんのでそれではそのような方向で進めさせていただきたいと思います。

皆様のお手元には「資料6」ということで先ほど司会からもございました、骨子案の検討項目を中心に議論を進めてまいりたいと思っております。A3の綴りになってございます。No. 1ということで「資料6」の下に「No.」「項目」「内容」とございます。その項目の対象となっているところの遡及適用についてからまず検討を始めてまいりたいと思っております。委員の皆様には発言を求めます。委員Aどうぞ。

(委員A) 最初に資料1について確認をさせていただきたいのですが、一応自分なりに目を通したつもりではあるのですが、今回は前回今まで検討してきた資料に黄色い部分を追加した、という考えでよろしいでしょうか。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 前回の委員会的时候に最初に出した骨子案がございまして、それに補足資料というものをお出ししていたと思っております。それが二手に分かれているのは非常にわかり

づらいので、その補足資料の内容を基本的にもとの提言案の中に入れました。あと、一部お話し合いの中で、ちょっとこれは説明不足なので加えたほうがいいとか、そういう部分で一部少し追加させていただいたりしている部分もございますが、基本的にはその2つの資料を1つにまとめたということで、新たなことについてはその項目にきたときに説明をさせていただいた方がいいかなと思うのですけれども。

(議長) 6から実施をしていって、最後によろしいですかその辺については。資料6に基づく議事進行ということでよろしいですかね。委員Bどうぞ。

(委員B) 議事進行の仕方なのですけれども、このまとめていただいた資料6はもちろんこれで結構なのですが、やはり骨子案をベースにして、そこにこの参考資料を横に見ながらやったほうが。こちらですとかなり省略されていたりとか、そういう部分があるので、メインに順番に進めていくのはやはりこの骨子案をベースにやっていただいた方がいいと思います。

あと、一番最初にこのお話を始めたときに、提言案の最初の1ページ目でこの部分を全く飛ばしているのですけれども、今なぜこういう問題が起きていて、なぜこの条例が必要かという部分ですね、まず今条例を本当に作るかどうかということすらまだ決まっていない状態で、一番最初にこれがないと条例があるかどうかという話にもならない訳ですから、まずこの考え方、それを一つ、一度もこの話をされていないので、それからやったらどうかと私は思うのですが。でないとその立法事実なり、なぜ今北杜市で条例を作らなければならないかという話が完全に飛ばしているのです。枝葉末節の細かい話をするのももちろん大事ですけれども、その前にやはりその考え方を共通認識として持つておかないといけないと思うのですが。

(議長) ただいまの委員Bのご意見ですが、前回とこれまで話し合われた骨子案の内容について、議事録から拾い上げた内容で資料6となつてございますが、それに基づいて議事を進行していくということでしたが、その前にまずは条例案を提言案として出すべきかどうかということ今一度ここで話をしてから入ったらどうかというようなご意見ですが、それについて何か意見のある方。委員Aどうぞ。

(委員A) 今私も資料1を中心にやっていくのかなという前提でさっき発言したのですが、資料1と資料6を見ますと、今まで資料1のもとの資料を見ながら検討してきた訳ですね。

資料6というのは見させていただきますと、その中で意見等が出て、それらを課題として整理し、そしてまた検討項目という格好で整理されていますので、むしろこれは資料1に沿って検討していきながら、これらは参考として見る程度のほうがやりやすいと思います。私もそういうつもりで今日来たので、いきなりこちらへこうやっていきますというと、新たな視点で見なければなりませんので、ぜひ私としてはそんなことでやってほしいと。委員Bと同じです。

もう一つ、条例化云々という話は1ページ目のところに、条例化するかどうかということはここで検討できると思いますので、まず1ページから順次資料1に基づいて検討し決めていっていただきたいと思います。

(議長) ただいまの委員Aの意見ですが、追加事項がございますがこれまで資料1に基づ

く議論もしてきたものと私は認識しておりますが、それをまとめた内容が資料6と  
いうことですが、再度またここで資料1を基にして、資料6はその補足資料として  
本日の議事を進めてもらいたいという意見ですがこれについて、委員Cどうぞ。

(委員C) 私も委員Bと委員Aと同じ意見なのですが、基本的に私たちのこの検討委員会に  
市長から求められている仕事は、条例化が必要かどうかを提言して欲しいというこ  
とで8回にわたって議論してきて、叩き台として条例を作るとすればこういうこと  
が望ましいし、こういうことが検討すべきだということで、その後6回、7回、現  
地調査を含めてやってきたということです。だから、資料1に戻って、委員Bが言  
われるように1ページ目は基本的な理念というか、なぜ必要かということ全体を  
北杜市をよく振り返っているから、私もこの1ページ目も含めて2ページ目の1  
からやってきたつもりなのですが、意見を言う必要があれば1ページ目についても  
含めてやるべきだと思います。

事務局の方にはちょっと失礼な言い方だと思うけれど、この資料6というのは分  
かりづらいというか、委員からどういう意見が出たかということで網羅されて、そ  
の隣にその課題は何か、とあって、そのあとに検討項目とあって、例えば遡及の問  
題は、遡及適用は難しいという意見などがいくつか出て、課題は慎重に対応する必  
要があるという意見も出ました。その右側に検討項目ということで、既に設置した  
ものについて条例の遡及適用はできない、こういう意見が出たことは確かですけど、  
右側が何か結論みたいな形をどうしても受けて、そうではないと思いますけれども、  
これをまた一からやるとまた同じ議論が繰り返されるだけではないかと思うので、  
既に出た意見として会議録として私たちの手元にありますから、これを参考にしな  
がらこういう意見も出たけども条例についてはこういうような表現が必要ではない  
かという議論を最終的にまとめる方向でいけばいいのではないかと私も思います。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 会議の進め方については本来的には委員長にお任せをしようかと思っています。  
皆さんの意見がそういうことであればそれはそれで仕方がないし、そうやるべきだ  
ろうと思います。いずれにしても、この資料を1からまたやっていくということに  
なると、私前回指摘をされているのですが、前にその論議をされて、時間を稼ぐ  
とか色々な話が出たと。これを一つずつやって、また同じ形のもが出る可能性が  
あるから、その点については皆さんご了解をいただく中で、ここを私は今出た意見  
の流れの中で議事を進めていただきたい、とこのように思っています。

(議長) 今、委員の皆様から資料1に基づいた方がいいという意見が多数出ています。こ  
れに異論がある方はいらっしゃいますか。無いようであればそのように進めていく  
べきかと思いますがよろしいですか。委員Oどうぞ。

(委員O) 資料1に関しては、確か皆さん7名の市民の方でまとめられて提出された。そ  
こで我々この委員全員で2回くらい使って議論してきたということで、またもう  
一度そこに戻って、皆さん急がれていると仰っていると思うのですが、私も早  
く進めていきたいのですが、またここで資料1をやって、また更に追加してもう一  
回資料1って…きりなくないですか。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員 B) また同じ議論をするのではなくて、今回はまずやるかやらないか条例化をするかどうかということを決めずに、全ての議論の全部の意見を出しましょう、ということを出しました。それで、出している中でどちらに決めるということは一切なかったと思います。色んな意見を聞いて、でも最終的に全てが終わって見ないと色んな関連があるから分からないということで一巡したので、今日についてはその一つひとつを今度は同じ議論を繰り返すのではなくて、そこにまた新たな議論は出るかもしれませんが、そこできちっと決めていくと。何らかの一つの合意にまとめていくというのが今日だと思うのです。また同じことを繰り返すつもりは、私たちは無いですけど。

(議長) 委員 C どうぞ。

(委員 C) ちょっとさっき言葉が足りなかったと思うのですけれど、また1から繰り返すのではなくて、全体を皆さん同席した中で議事録を読んで、それで事務局がこうまとめた、また市民委員の皆さんの提言案を意見が出たところを黄色で加えたりして議論の結果をここに表明されている訳です。だから、これがいいということをご自分で皆さんで確定して、これが条例の案ですということは、さっき言ったように私たちの仕事ではないので、検討委員会として大いに議論した条例の一つの叩き台です、と条例を決めるということになったのです。市長が受けて、これは私の私見ですけど、そのあと条例策定のプロジェクトチームとか、別の名前の条例作成検討委員会とかを市長が設置する、あるいは議会と相談しながら設置するというごことで、これがこうあったから条例の一言一句変わらずにこれが条例の案だということには私たちは責任を負わなくてもいいという考え方なのですよね。

方向を出した上で7回、8回議論を尽くした今の時点で、この検討委員のメンバーが考えられる合意できた条例案は1から10までこのとおりですという、それこそ今度市にとっての叩き台を私たちは今議論してきたのではないかというふうに私は理解していますから、今日1から全部もう一回やるという意味ではないです。

(議長) 委員 A どうぞ。

(委員 A) 私が一番最初この資料1の元のもの議論に入るときに、これは条例化を前提でというお話を委員長さんからありましたからそうではないですよと。あくまで出された資料は市民の皆さん方から出された資料ですから、それを参考にして検討していきましょうと。結果としての条例化はあるかとか無いとか、その判断をしましょうと思って発言した訳です。

今回これをずっと何回か議論されている中で、当初においては我々もどの程度の資料なのか、内容的には十分なのかという疑問もあった訳です。しかしながら今回やってみますと、私なりに判断すると、よく整理されよく網羅された資料であったと思います。そこで皆さんもそうだと思いますが、私もこれにより今回の会議により、また自分自身で調べる中で、だいぶ勉強しながら太陽光に関する知識とか意義について深まっている気がします。

ですから、今回これでやってきたのですから、また別の資料にいつてしまいますとそれこそ二重になってしまいますので、あくまでこれで順序立てていけばいいですし、また内容的にもほぼ網羅されているという気がしますので、是非これで同じ



議論をするのではなくて、それぞれ皆さん議論したり自分が勉強したり調べた中で、ある程度自分の考えがまとまっていると思いますので、順番を追いながら疑問点等を解決し、そして一つひとつ決めていく、という形でやっていただいた方が今までの議論が無駄にならないと思います。

(議長) 委員E どうぞ。

(委員E) 今回の委員会の大きな目的は、市民委員から出したこの条例の骨子を含む提言書“案”ですよね、この提言書を“案”じゃなくて、これを提言書とするかしないかという最終確認をこの場でやっていただきたいと思います。皆さんの意見を受けて追加したり修正したものは市民委員から一応最終案として出されている訳ですね。それをもう一度再確認するために、前文から始まって、各項目について更にご意見があれば確認するという事で確定していくという作業を今日この委員会でやっていただきたいと思っております。以上です。

(議長) 委員F どうぞ。

(委員F) 資料1でいいと思います。細かいことは条例を具体的に作る段階で、これをまた細かい議論はしなくても自分はもうOKだと思いますので、これをどういうふうに進めていくか、条例化をここでする方向で動くということで、また条例の検討委員会とかができたならまた細かい議論をしていただく。私から見ると、これをいくらやっても具体的に技術的に現場で専門的な人が見れば無理だとかいいとか、やっぱり条例を作る段階でそれを揉めばいいと思いますので、まずここで大まかな方向性を出して早く終わらせた方がいいと思いますので私は賛成です。もう提言を出すという方向でよろしいと思います。議員の方にもお任せしますのでよろしく願います。

(議長) 同様の意見が出ているようです。資料1に黄色い色が付いて追加され、またその資料に基づいて提言案を策定していくというような話がほとんどです。

資料6については今まで話し合われた中の意見がここに綴られているということで資料6は資料ということに留め、本日の議事進行は資料1を基に進めていくというような意見がほとんどですが、そのような進め方でよろしいですか。

(一同) 異議なし

(議長) それでは、最初の時点でも委員Bから皆様の意見が出ていたので、お忘れにならないうちに資料1のまず1ページから話をしていくべきではないかというようなこともございました。そもそも条例案を提言案として、それで市長に挙げるべきなのか、先にその部分から話し合った方がよろしいのではないかと、ということがございましたので、それについて皆様の発言を求めます。委員A。

(委員A) まず行政に質問させてもらいたいのですが、1ページ目は下から3つに文章が区切られていまして、その真ん中のところの上から3行目の右の方に「また明確な設置基準が示されない景観条例のみでは、市職員がどんなに熱心に指導を行っても限界があることは明白である」という表現がしてあるのですが、市としてはこれが現状ということではよろしいでしょうか。

(議長) 事務局よろしいですか。

(事務局) 今まで指導要綱の場合、行政指導というところがありまして、やはり行政指導と



いうものは相手方の協力があるということで、どうしてもそこには指導の限界があるというところは認識しているところでございます。

(議長) 委員A どうぞ。

(委員A) 確か今日出された資料8を見ましても、いくら熱心に指導しても現実にはガイドライン等で設置義務のある表示とかフェンスすら40%しか設置されていない。ということは、今課長が言った限界の表れではないかと思えます。そういう点を考えますと、このまま太陽光が1,000か所以上できて、あと未設置が1,000か所以上あるという中で、これをこのまま放置していいのかという点を考えますと、私自身の個人的な考えとしてもそれは問題があるだろうと。また我々としても責任は持てないだろうという感じもしますし、一般市民感覚で色々意見を聞きますと、やっぱり太陽光はちょっと多すぎるのではないかとか、こういう点はどうなのかと、こんな考えも聞いております。

そういう中で今、市が限界があるなら、やはり一歩進んだ格好で何かしら措置をしなければならぬだろうということになりますと、内容についてはこれから一件一件検討していくとしまして、基本的にはやっぱり条例化へ踏み出していかなければ、我々も今まで苦労し、また市民のこの地域を守るという部分に応えられないのではないかと思いますので、私は条例化には賛成であります。

ただ、これは細かい話ですが、逐一読ませてもらいますと、言葉の表現としてちょっと強い部分があると思えます。例えば「北杜市内では山林や住宅地などの至る所に太陽光」とか、至る所かなとか。「大量の森林伐採」とか、ちょっと言葉が強すぎる部分がありますので、それは細かい話で、あとで議論できる話ですからいいとしまして、私はそういう視点から条例化には踏み出すべきであると思えます。

(議長) 他にございませんか。委員B どうぞ。

(委員B) 私は当然条例化をしなければならないということでこれを出ささせていただきました。特に今日の資料を出した中で、資料5の資源エネルギー庁の最近出た記事がございます。私たち市民として資源エネルギー庁にも随分色々な要請をしてみました。ただはっきりしているのは、立地に関して、それから地域との共生、例えば説明会の開催であるとか実際にどこにどのような形で設置するのがいいのか、これは日本全国一律にはできないということをはっきりおっしゃっています。今回のこの資料の一番最後の方に書いてありますけれども、やはりそれは自治体が条例でやるべきことであると。これはもう何年も前から経済産業省資源エネルギー庁の姿勢というものは変わっていません。

ですから、今回この検討委員会の第1回目でも申し上げましたが、この立地の問題、それから地域の理解をどのように得るか、そういう部分に関してはもう北杜市で条例を作る以外には、もし作らなければ完全に放置ということになります。ですからその部分を十分に考えていただければ、もう今これだけ50近い自治体が既に条例化に動いています。どんどんほかの自治体が条例化に動けば動くほど、北杜市はこれをしないのだというメッセージを全国に出してしまうと。もっと酷い設置が増えていくと思えます。それを大変危惧します。

今これは北杜市だけの問題ではなくて、この検討委員会は本当に全国で注目され

ています。ですから、なかなかその自主条例というものは踏み出すのはこれまでの北杜市の歴史からすれば非常に難しいことかもしれないですけども、今回はぜひ将来20年後30年後100年後、本当に北杜市がこのまま森林伐採が続いて太陽光が乱立して将来それが放置されるかもしれないという危険をこのまま放置してよいのかということを考えていただいて、今回はぜひ条例の策定に向かって提言を出していただきたいと思います。

(議長) 他にございませんか。委員Dどうぞ。

(委員D) 今日で9回目の検討委員会ということなのですが、1回目から色々な勉強をさせてもらう中、また近くの市民の方々の意見等々私も耳にしてきた訳でございます。そして先ほど委員Aからお話があったように、市の職員としても非常に困る部分があると。こういうことを総合的に考えた場合に、やはりそこには少しだけお願いというばかりではなく、違う形のものもなければならぬと思っています。それで、文言や何かは別の論議として、条例化に向けてやはり考えていくべきであると、これは私の考えです。

(議長) 委員Gどうぞ。

(委員G) 皆さん言ったように、我々議員の有志も条例提案を1年前にやった訳です。やはりこの北杜市の素晴らしい自然環境の中で、先ほど委員Aも言ったように、今40%近くが表示がしてない不適切な件数です。そこはやっぱりいち早く条例化ということは、8回目までの議論で皆さん合意形成をほとんどされていると思うので、それは委員長から明確に委員さんに諮っていただきたいと思います。

そして、今日は松本委員が欠席していますが、資料7に全国の各市町村も条例化、かなり厳しい規制化がされています。ハードルが高いですが、法律に違反しない程度の規制は大丈夫なようですので、やはりいち早い条例化という提案を市にすることが必要だと思っていますのでよろしくお願いします。

ちなみに重複しますが、県においても兵庫県や和歌山県が条例化しています。山梨県でも検討するということを言っています。それで全国の市町村では、もう50以上の市町村が、今日の松本委員の資料にもあるように伊豆市、伊東市、下田市、続々とやっています。茨城県の筑波山麓ではほとんどの市町村が条例化をしていますので、そういうことも皆さん認識した上で、早く市民の皆さんが提案したことに基づいて条例化を提言していくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

(議長) 市民委員の皆様、そして議員の委員の皆様、ほとんどの委員の皆様から条例化を提言案として話を進めていくべきだ、というような話になってございます。これに関連しますか。委員Eどうぞ。

(委員E) 条例化を一刻も早く進めるべきだ、というご意見は私も全く同感なのですが、そのためにもこの提言書を確定しないと先に進まないの、やはりこれを早く確定するというので、今日はそれを目標にやっていただきたいということで、文言は別にして、一応はいいですよ、ではなくて文言を含めてこれでいいのか悪いのかをはっきりして今日はいきたいと思います。以上です。

(議長) 資料1の1ページ目、提言案は条例化をするということで、その内容を詰めていきながら提言案とするということで話が出揃っていますが、そういう方向で進めて

いくということによろしいでしょうか。

(一 同) 異議なし

(議長) それでは、これより本検討委員会は提言案を条例化に向けての議論の場といたします。資料1に引き続いて議論を進めてまいりますので、どのような進め方がよろしいですか。1ページずつやっていきますか。それとも全般において、先ほど重複する部分もあるということでしたので、お話を錯綜しないように私もできる限り進行していきたいと思いますが全般的にしますか。委員Eどうぞ。

(委員E) 先ほども私が申し上げましたように、まず前文ですね。それから各項目ごとにやっていくということによろしいのではないですか。そのページということではなくて、項目ごとにこれで妥当か、前文もこれで妥当かということで皆様のご意見をいただくというように進めていった方がいいのではないかと思います。以上です。

(議長) ページに進んでいくということですが。それでは提言案ということですので、案を言葉で告げるということはないと思います。文字で文書にして市長に手渡すということになりますので、文言の確認ということになるかと思えます。ここに書いてある提言案の1ページ目の前文、これについて皆様のご意見を伺いたいと思えます。発言ある方どうぞ。委員A。

(委員A) 条例化という一番大きな部分が皆さんで合意で決定した訳です。一步踏み出した訳です。文言ということと言われてしまうと、基本的には条例化をするということが決まったのですから、1ページについて全ての文言まで決めてしまいたいということ、私としても例えばさっき言ったように、「至る所にある」というのを「随所」とか、もうちょっと。本当に至る所にあるのかなと、こういう話になってしまうのです。ですから、ここは最終的には誰がまとめるかということにはなると思えますので、基本的な部分が決まったのだから、次のステップへ行った方が時間の無駄がないという気がします。やはり1番から順次意見があろうがなかろうが確認をし、決まるものは決めていくという格好で進めていただきたいと思います。

(議長) 最終的に齟齬があってもよろしいということですか。

(委員A) 要するに、趣旨がきちっと満たされていればいい訳でありまして、本当にここで全部文言をとと言われてしまうと、例えば僕としては今言ったように「至る所に太陽光が設置されている」と、「至る所」という表現はちょっと強いのではないかと、こういう話になってしまうのです。また、例えば「大量の森林伐採」の「大量」のパーセントでどのくらいか、というような疑問を投げかけなければならない訳です。これは無駄ではないかと思うのです。それは要するに最終的には形式も含めて正副委員長さんと、例えば誰と誰でもう一度こういう点は詰めていただきたいというような話で私はいいと思いますけれど。いちいち言いますと、本当に時間掛かってしまいます。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 確かにこの文書を皆で、20人でまとめていくというのは、ものすごい時間が掛かることなのですけれども、やはり基本的な趣旨としてはこれでいいとか、それは決めていかないと後になって別の文書で全く違うようになっていたら意味がないですし、特に私はなぜこれを最初に話して欲しいと言ったかということ、条例を策定す

るための立法事実、なぜ必要なのか、特に自主条例で委任条例でないものを作るに当たっては、それがやはり一番重要だと思うのです。最終的に条例を作るに当たって前文1条目的に係る部分です。ですから、その内容については基本的な趣旨は納得していただきたい。

「随所」と「至る所」とどうなのかとか、そういう本当の細かい部分に関しては、20人で話し合うのは確かに難しいと思うので、別のワーキンググループとか何かいい方法がないかと思うのですけども。ただ、基本的な中に書いてある、考え方、大したことがないのであったら条例は必要ないのです。私は「至る所」にと思ってます。5分歩いたらあって、また何分歩いたらあって。こういう至る所にあるから条例が必要なのです。ですからそこを弱めてしまうと、条例を作る意味は何ですか、という話にもなってしまいます。

この間森林伐採の資料を出していただきましたが、165haの太陽光の設置に対して120haが森林伐採でした。これは、私は非常に大きいと思っています。ですから基本的なものを納得していただいたら、あとは、てにをはとか、単語の使い方とかそういう部分であれば何かちょっと別の方法を考えていただいた方がいいのではないかと思います。ただ、基本的にこれを委員長副委員長に任せて全然違う文章になるというのは趣旨とは違うと思いますから、あくまでもこれをベースに、私たちが納得した形で言葉を修正していくという、何かそういうステップをここで別にワーキンググループみたいな感じでやっていくのがいいのかなと思うのですけれども。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) 私はそれでいいと思います。要は、基本的なことについては流れとして納得してこれでいいですよ。そして条例化しましょうと決めたのですから、あと、あまり一言一句全部ここで決めましょうという話になると、今みたいな話になってしまいますよ。ですから、最後に例えばそういう点の意見も聞きながら、また文書表現については委員長副委員長さんと誰かで入って、じゃあお任せしますと。最終的にはもう一回会議で確認しますよ、みたいな話でいかないと、一言一句と言われるとまたついで口を利きたくなくなってしまいますので、時間ばかり掛かってしまうと思いますので、基本的には委員Bのおっしゃることです。条例化を皆が納得したということは、基本的な部分については納得したということですから。

(議長) 今委員Aから委員Bが言うような、ワーキンググループ、会議的なものを作ってそこで文章を作成し、再度検討委員会で承認というか、採決を採るといような意見が出ましたが、それに関連してどうですか。委員E。

(委員E) ワーキンググループということで私もそれには賛成です。そうするとすれば、やはりこの委員会の中でそのワーキンググループのメンバーをだいたい決めていただかないといけないのではないかと思います。当然そこには市民委員の方も入るといいう格好を私は望んでおりますが。以上です。

(議長) ワーキンググループについてはまた別途ということになるとタイムスケジュール的に大変だということで、委員Eからこの場でグループの構成員をどうすればいいかということ議論したらどうか、というような発言がございました。いかがしま

すか。委員Aどうぞ。

(委員 A) 正副委員長と事務局にお任せします、というのが一般的なのですが、今回の場合は市民委員の皆さん方もだいぶ思いがあって努力いただいているということになれば、一つの案としては例えば正副委員長さんは当然入ります。それとあと学識経験者の松本先生、委員Hに。あとは例えば今回のこの原案から作るのに非常にご努力いただいていますし、色々な面でご理解いただいている委員Bにも入ってもらうとか。そのような形で納得できる、何となく皆さん方でこの人には任せられない、というのがどうしても出てきてしまうので、だから委員Bに入ってもらうとか、そんなことでどうでしょうか。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員 B) まずこの文章を訂正したいと委員Aは言葉がいくつか気になるとおっしゃいました。皆さんはどうなのでしょう。例えば、委員Aだけがもしこれを訂正したいという部分があるのであれば、そこで出していただいて、そして揉むというか、まず学識経験者の方を入れてというと、松本委員はずっと欠席が続いていらっしゃる。またその方を入れてやるということになるとまたとんでもなく時間が掛かると思うし、過去2回の重要な委員会には出席されていないというところもありますので、もし委員Aを除いて皆さんがこの内容でいいとおっしゃるのであれば、逆に委員Aから気になる部分だけを出していただいて、そして内輪で話し合うというか、そこでこの検討委員会を開くということではなくて、事務局を通して出すというような形をとれば、また20人集まってこういう話をしなくて済むのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

(議長) ちょっとその前に確認をとりますが、今話し合われている内容について文言とか出ていますが、これについては資料1の前文についての話でよろしいですね。委員A。

(委員 A) よく分かりました。もし、そういうことでお伝えして検討してもらおう程度で、内容的にはそれによってこのことがひっくり返るような内容ではありませんから、ではこれはそういうことにさせていただきます。

(議長) 委員A以外には無いということよろしいですか。どうぞ。

(委員 O) 私も委員Aと同様で、「至る所」ですとか「著しく破壊される」とか、ちょっとその辺のニュアンスは私の認識とは違うかなというのがありまして、やはりそこはこれをこの委員会として出すのであれば、ちょっとその辺は修正する必要があるというふうに思います。

(議長) 委員Gどうぞ。

(委員 G) 私は本当に北杜市の至る所に太陽光施設があると、そういう質問をここ2年くらいずっとしてきています。ですから捉え方は皆違うと思うのです。やっぱり現場に数多く行っていけば、そういうふうに私は感じますし、市民グループの皆さんも感じているということです。そうでなければ条例化をしなくてもいいのです。守ってくれば。だから指導要綱で法的拘束力がないからこの現状を見て市民グループの皆さんが出してくれたたたき台は、私は90%良いと思っています。そこでやっぱり市民の意見を基に提言するのが一番ベターだと私は思っていますので、皆さんの



意見も聞いていただきたい。ちょっと個々の意見だけが多いような気がしますので  
よろしくをお願いします。

(議 長) 委員Gからただいま意見がございました。遠慮をしないで委員の皆様ぜひご意見  
をお願いします。委員Dどうぞ。

(委員 D) ちょっと今の論議のところの確認をしたい訳ですが、文言という私が言った意味  
ともちょっと捉え方が違って、確かにこの言葉がちょっと強すぎるとか、そういう  
ところがそれぞれ感じる訳ですが、今の流れでいくと、これがそのまま提言になっ  
てしまうというような感じに私は受け止めているのですが、そういうことですか。

(議 長) 今までの話を見ますと、そういうようなことになっていると思いますが、間違い  
ないですか。よろしいですか。

(委員 D) そうすると、私は今までの論議の中で、これには賛成だよ、これにはちょっと疑  
問があるよ、という所の部分の修正は当然出てくるものと思って論議していたので  
すが、これをそのまま通しますよ、それから後、ワーキンググループで検討してく  
ださい、という格好は全権委任という格好ですよ。それはそれでいいということだ  
すかね。

(議 長) 最初の資料1がございますよね。提言案の前文、「北杜市の恵まれた自然環境は」  
から始まって「提言する。」までのその前文のみです。

(委員 D) 大変申し訳ない。勘違いをしていました。

(議 長) 「全」文ではなく「前」文です。  
それでは今委員Aからは撤回というか、このままでいいということでありましたの  
で。

(委員 A) これを認めた訳ではなくて、ただその格好でグループが決まったら「私はここをこ  
う思いますからご検討ください」くらいは言っていていいですね、そういうことです。

(議 長) 話を戻しますが、ワーキンググループをこの場で選定したらどうかという先ほどの  
委員Eからのお話もございました。その話に戻りますが、それについて何かご  
意見ある方。委員Eどうぞ。

(委員 E) 今の話だと、もうワーキンググループを設置する必要はないということなので、  
私は設置しなくていいと考えます。

(議 長) ワーキンググループは設置しないでもいい、というようなことですが、話がまた混  
乱していますがよろしいでしょうか。

(委員 E) ちょっと申し上げますと、委員Aから自分が気になる文言についてそれをきちん  
と形で出されて、それを検討していただければいいということで、特にワーキング  
グループを設置してそこで揉んでということまで必要ないというふうに私はおっし  
ゃった、というふうに受け取っていますがそれでよろしいですか。

(議 長) 意見ございますか。委員Aどうぞ。

(委員 A) 事の起こりは、委員Eが全てここで決めましようと言ったから、そうなってくる  
と私もこの表現とか言葉についていくらか気になるところがありますよ、という話  
をしたのです。ただそれを議論していると、ある面、水掛け論みたいな部分もあり  
ますし、表現の問題ですからそれが中の重要な部分には該当しないと私は思ってい  
ますので、いずれにしろ各々これからこの固い形式をどうするかとか色々なことを



決めなくてはならない訳です。

これからこちらに1件1件検討していく中でもやはりそういう問題が出ると思います。ですから、皆さんの意見を聞いた中で、最終的にはその責任を持って何人か代表の方にそういうことをまとめてもらいたいということですね。それの方が時間の無駄がないでしょうと。それについて私もここでそれをいちいち議論していると無駄になってしまいますので、一応こんなことが気になりますから皆さんご検討くださいと言って、それで皆さんの検討の結果、僕の意味が通らなくてもそれはお任せする訳ですからそこまでは強くは言いません。

(議長) そうすると、やはり別途この内容をもう一回精査するというような必要があるということですか。

(委員A) 精査ではなくて、一般的にこういう会議ではそうやった決め方もありますけど、全部まとまった意見とか、そういったものをそのまとめとしてきちっとした形に文書にする訳ですね。それは例えば本来は正副会長さんと事務局にお任せしますよというのが一般的ですけど、今回の場合は、そこは納得しないと思いますので、やはりそれはやっていただいて、最終的にはもう一度皆に提案していただいて、OKをとって提言をするという格好だと思いますよ。そうでなければ、ここで一言一句やっていけば時間ばかり掛かってしまって、いつ終わるか分からないと私は思います。

(議長) では、このままでいくということによろしいですか。それとも何か修正をするような方法をとるということですか。委員Eどうぞ。

(委員E) そういうご意向でしたらやはり市民委員も入れた形で最終詰める場を設けるといこと、それはワーキンググループになるかと思うのですが、そうやっていただきたいと思います。

(議長) すみません、話が錯綜しました。このままということではないようです。ワーキンググループ的なものを作ってもう一度この内容を見て、そして最終的にはまたこの検討委員会で承認を得るといった形になるというような話に今なっている訳なのですがどうでしょうか。委員C。

(委員C) 私はこの1ページ目についての文章上の表現について意見があることは認めざるを得ないと思いますけども、ワーキンググループをもう一回この中から選ぶ、屋上屋というのですか、じゃあ誰がやるのか、この中から何人必要なのか、議員からも出すべきだということになると1回2回まだ先になるのではないかと。

具体的に1ページ目は本当に初めて議論になったということも1ページ目から皆さん読んで、それで具体的に1、2と入ったつもりで僕はいたのですが、更にこういう表現はということがあれば今日の内に。例えば「至る所」という表現を「多くの所」と直せばいいのか。あるいは「深刻な懸念材料」を「重要な」とか直せば皆さん納得するのかなというように、具体的にある方がもしあれば、委員Aがさっき1つ2つ出しましたが、それをこの時点で文章を作った市民委員の皆さんがこういう表現でどうですか、ということで今日の内に解決できることではないかと思いません。

2ページの1、2、3、4、5となったときに、最終的に例えば2は「設置は、

許可制とする」と。届出制と許可制で大きく意見がこれまで分かれてきたところが、議論の中では、ほぼこういう方向が出たからこういう提案が最後されて、修正の黄色にもなっていない訳ですから、そういう右か左かということになったときに、この1から11までのところに大いに今日も議論を重ねて最終的な合意をみる必要があると思いますけれど、文章上の表現は、今日の内に言っていただければ、今日の内にこういう表現ならどうですか、という提案があって、それで納得できればそれで済むことだと思うのです。また誰かこの中から大事な役目ですよ、といって、文章を一言一句検討していったらという、そういうことは、僕は必要ないと思います。

(議長) ただいま委員Cから別途ワーキンググループ的なものを設けないで、この場で、委員Bどうぞ。

(委員B) これに、ものすごい時間が掛かっているの、ちょっと悲しいのですけれど、先ほど私が言ったのは、他にどなたもこれに対して特に意見がないのであれば、委員Aからこれを変えたいという文言を出していただいて、それがものすごくたくさんあるのであればあれですけれど、趣旨に関しては納得していらっしゃるということなので、何でしたら今回の休憩時間にでももしお任せいただけるのであれば2人で話させていただいて、それを最後に皆さんにお話してそれでよければ納得していただくという形でできないですかね。

(議長) 2人というのは。

(委員B) 他の方から意見がないという感じなので、それであれば委員Aからここは直して欲しいというところを、市民委員を代表して。

(議長) もう1人？

(委員B) それでしたらその方とお話させていただいて、そこでできるだけ合意を得て、それを今日中に皆さんに発表するということです。

(議長) よろしいですか。今委員Bからこの場でというより休憩時間を利用して委員A、それと副委員長、あと委員Bの3人で前文について内容を確認し、それで承認をして結果発表を再開したときにする、というような内容でご意見がございました。

(委員A) そうなると、これから検討するもの全て一言一句ここで決めてしまいますか。極端に言えば、てにをはまで全部決めてしまいますか。それって大変ではないですかね。委員B、例えば一般的にはだいたいこれだけの事で決めるというのは、そういう言葉の表現とかになって議論したら、主張しあったらまとまらない状態になると思うのです。こんな無駄な時間をやってもしょうがないから、少なくとも委員Bに入ってもらって、別にワーキンググループではなくて、まとめる役を担う人という格好でやってもらうのは駄目なのですか。

(議長) 言い方があれかもしれませんが、文章について訂正するところがさほど無いということであったので、休憩時間のちょっとした時間の中で、三者で話をし、それで再開したときに。

(委員A) それはいいのですけれど、これから全てそうやっていくということですね。

(議長) そういうことじゃないです。前文についてです。委員Hどうぞ。

(委員H) 前文について、今主に書いてあるのは2点だと思っていて、1つはこの地域に太陽光が集まりやすいという事情。それからやはり景観が重要な地域であるというこ

の2点が特に強調されて書かれているという理解で、もう一つ、要するにここだけ立法事実なので、後ろに出てくる各規制、要するに地域固有の規制を入れるのはなぜ必要なのか、ということも1ページ目は書くということだと思います。

少し触れられてはいるのですが、もう一つ多分安全性のところがあって、それは禁止地域にまでしてしまうことについては、以前この会議でも申し上げたように、より緩やかな制限手段がないだろうか、という問題意識を持つ訳ですが、ただ、一定のそういった危険がある土砂災害のあり得るような地域について、一定の制約をかけるということは、すなわちやはりこの地域が山岳地帯であって、そういった過去に例えば土砂災害が他の平野部の地域に比べて多いと、そういった事情も入れていく必要があるのではないかなというふうに思いました。以上です。

(議長) もしよろしかったら休憩のときに委員Hも入っていただいてもよろしいですか。そうしたら委員B、4人ということで。ではよろしいですね。時間がもったいないので進めます。前文については休憩時間中に委員A、副委員長、委員H、委員Bでお話いただくことにします。

次のページ、先ほどの話ですとページを追うことだったと記憶していますが、1番目の対象からございます。それについてのご意見をまた再度ここで頂くということになりますので皆様にはご発言を求めます。どなたか発言はございますか。委員Dどうぞ。

(委員D) 質問ではないのですが、黄色く塗ってあるところが今回新たに入ったというところで理解をしいですか。そうすると、ここの説明は必要になると思うのです。そしてここをやっていくという格好になるかと。

(委員B) これは前回のときに補足説明として、別の紙で資料をお渡ししているのですよ。そのときにこの内容の説明はさせていただいているのです。ですからそれをもとの条例骨子案の中に入れたというだけで、この1項目目については、内容は何も変えておりません。

(委員D) 分かりました。ずっと項目ずついくという格好の中で、今おっしゃるような形で変わってない、ということであればいいのですが、変わったところがもし方が一あるのであれば、またそこでという話がありますから、そこでちょっと話をしておいたということですか。

(議長) 他はございますか。委員Aどうぞ。

(委員A) 1番の対象については指導要綱と同じですからこれでいいと思いますが、複数案件の関係なのですが、これは隣接しているということですね。隣接という表現はどこかに入れておく方がいいのかなという感じがしますね。

それとあと、前回の質問の中でこれは土地利用に関する件であると、条例であるという点から、宅地開発に関する条例についてはこの隣接というものをどのように考えているかという質問を事務局側につけたら、それについては同一人がやるのか、または同一人とみなされる人がやった場合は、これは一体の開発とみなしていますという話があったのですが、そこでA、Bについては、これはもうおっしゃるとおりだと思います。C、Dがちょっと気になる部分で、特にDの保守点検責任者が同一であれば、これは複数案件だよというのは、ちょっとこれはいかがかなと思

うのですがどうでしょうか。

(議長) 委員B。

(委員B) 今ご質問のときに言われたときに、ちょっとこの複数案件というのが複数分割案件と入れた方がよかったと思いました。この部分について、前回補足説明のときに言ったような気もするのですけれども、これは全て経済産業省が分割案件と判断する理由と判断する場合ということで文書が出ています。そして、この地権者が同一である場合は分割案件とみなすというのは正式に発表されています。

AからDについては私が特別に考えたことではなくて、経済産業省としてこういった場合は分割案件とみなしますと。平成26年4月から分割案件が禁止された訳ですけれども、そのときに判断基準ということで正式に発表されています。普通に考えれば、1つの土地を持っている方が3つの事業者バラバラに貸すというのはちょっと考えにくいだろうと。それでやるのだったら1つの大きな事業としてやってくださいよ、という考え方だと思うのです。

そして保守点検責任者に関しても、維持管理、保守計画を考える者ということなのです。ですから、考える人が同一ということは基本的に管理責任が同じであろうという判断だろうと思えます。これは、私は最終的に公になった書類からとっているのです。あくまでもFITの経済産業省の判断です。

(議長) FIT法の改正の中にあるということです。委員Aどうぞ。

(委員A) この要綱を設けた場合、要は山林を1ha以上やればこれは面積要件が林地開発に掛かりますよ、というのはありますよね。他にはこの太陽光については面積要件というのはないので、これを設けることによって適用になるのは林地開発に該当する場合を分割して逃れることは許さない、ということでしょうか。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) 非常に小さい話なのですけれども、10kW以上ということにしているのです。ここでどういう方が問題になるかということ、9.9kWで3件続けてやっているとか、そういう方の話なのです。ですから大きな話ではなくて、これが100kW以上とか500kW以上にしているのであれば、委員Aがおっしゃったような話が出てくるのですけれども、そうではなくて、今実際に例は少ないのですけれども、10kW以上の指導要綱の届出になっていても、9.9kWの方は届出をしていないのです。9.9kWをいくつも並べている方もいらっしゃる訳です。ですから、そういう場合は全体で10kW以上とみなします、という話なので、林地開発とか、そこまで大きな話はしていません。

(議長) よろしいですか。他はございませんか。委員Oどうぞ。

(委員O) これは確かにFITの中で謳われている内容かと思うのですが、今実際届出が非常に遅れていると。小さいものについては認定が確か6ヶ月待ちくらいになっているよと。その理由は分割案件の見極めのところが非常に時間が掛かると。今度更に人を増やして別の会社を頼んで、住宅はまた別にして、というようなところで、国でもかなり悪戦苦闘している部分でもあるのです。ここで謳うことによって、これは北杜市でもこの分割案件か否かというのを国とは別にこれを見極めるとということでしょうか。

(議長) 委員B。

(委員B) 私の説明の仕方が分かりにくいのかもしれないのですが、国で分割案件が問題になっているのは50kW未満を10個も20個もやる分割案件です。今回は、私たちは10kW以上を全部対象にしますので、50kW未満の49.5kWとか、その分割案件をどうしようという話ではないです。今10kW以上を対象にしています。指導要綱も対象にしています。それでも非常に数は少ないのですが、9.9kWとかで4つ並べれば40kWですよ。そういう方も中にはいらっしゃるの、それは一団で9.9kWを4つだったら39.6kW、そういうものについてはトータルで見ましょうと。それだけの話です。要するに、今9.9kWを4つやっている方は届出もしていないのです。だけれども、それは合計で一団として考えるので、それはこの条例の対象になりますよと。それだけです。

これは他の自治体の条例等でも入っていますけれども、他は、委員Oがおっしゃるように、もっと大きな分割案件を、あくまでも全体として考えるという話なのですが、北杜市は10kW以上という非常に小さい部分でやっていますので、いわゆる国が問題としている分割案件のレベルではないです。もっと下の話です。

(委員O) 分かりました。ちょっと確認なのですが、それでは要するにFITに引っ掛からないように分割している所があると。全量買取制度に引っ掛からないように、住宅用に、要するに10kWを下回ると全量買取じゃなくて余剰電力買取ということになる訳ですよ。通常ですよ。更に10年ですよ。すみません、私それ何が得でやっているのか、さっぱり分からないのですけれど。

(委員B) 私にも分かりません。私が聞きたいくらい。

(委員O) 実際そういう人がいるということですかね。

(委員F) います。今やっています。それで今条例ができてから、例えば9.9kWをやっている隣に、もう一個9.9kWを別で増設で、要するにお金がないからとりあえず1個作ってもう1個というのは条例になるっていうことで認識していますけれど、それでいいと思うのですけれど。9.9kWをやっている隣に別でも家族でも何でもやればそこで倍になるから、そのとき条例の許可を貰って隣に作るということで自分は認識して、それで条例化でいいと思いますけど。出しますのでその段階で。

ただ、今はまだ条例化されていないので、これから先どんどん増やしていくときに条例で引っ掛かるけれど、ただ今後、間を空ければFITでは許可が出ますよね。要するに、年数が経てば2年とか3年先に増設でやれば現状は、FITはOKなのです。一番に分割を出すとはねられるけれど、9.9kWを1個作って隣にまた20kW作って30kW作ってと、2年ごとに追加は受け付けていますよ。実際どんどん認定は出ていますので。そこで駄目かどうかはFITが決めることなので、条例で規制はOKだと思います。私はこの条例ができたならそこで許可を貰って工事をすると認識です。そういうことでいいと思います。

(議長) どうぞ委員B。

(委員B) ちょっとこれは本当に個別の話になってしまうので、個別の話を言っても余りしようがないのですけれども、私としては実際にこういう例もあるので一応そういう場合はトータルとして考えます、というだけの話です。これは大勢ではありません。



(委員 O) であれば、この文章だけだとやはり50kWのところの分割案件かなというふう  
に読めてしまうので、そこはもし違うのであれば、本当に50kW未満を全てやっ  
ていくとなると市の方々が大変になってしまうというところで、限定するのであれ  
ば限定していただきたいなど。

(委員 B) それを抜かしているという意味ではないです。ただ、先ほど50kW未満の分割  
案件を市がまるでチェックするのか、みたいなお話をされたので、そういうことでは  
なくて、それを全て1つの事業者であって、あくまで名義が違ってても会社の名前  
だったり代表者の名前だったりして10件やっている場合はそれをトータルとして  
見ますよと、1つの一団として見ますと。

これははっきり言って当たり前の話なのですけれども、それでなければ極端な話、  
これは先の話になるのですけれども、一つひとつ5mずつ間を空けて全部に木を植えて  
やってくれるのですかと、逆に言えば。事業者の方はすごいですよ、60の分割  
案件とかありますからそれ1個1個に植栽やっていってという話になりますよ。これ  
はトータルとして一団としてやった方がいいと思います。ただ、それをやるのが  
別に分割禁止のチェックでも何でもありませんし、当然分割禁止以降のであれば市は  
必要があれば当然不適切案件として経済産業省に通報するはずですが、それと  
この条例は関係なくて、あくまでも1つの事業者が1つの場所でやるときは1つの  
一団として全て扱いますよと。これは県のガイドラインでも全くそのようになって  
います。

(委員 O) これは分割が禁止になるその前に既にできているものがありますよね。この間見  
に行った所もあるのですけれども、そこを対象に考えられているということですか。

(議長) よろしいですか。委員 B。

(委員 B) 既設案件の話というのは、また別に10項目目にありますけれども、メインには  
これから設置するものに関してですけれども、ただ既設案件の話になったときに、  
それは過去にできたものについても10の分割案件を1つの事業者である場合は1  
0個として考えるのではなくて、全体として考えるという考え方です。なぜそこに  
そんなにこだわるのか私には全く理解できないのですけれど。

(委員 O) 最初に言いましたとおり、ここはものすごくやり方によっては確認に労力を使う  
ところだと思うのです。国が決めている内容に対して、また同じ内容でここがダブ  
っている訳で、二重チェックをする必要が本当にあるのかどうかというところが私  
はちょっとクエスチョンなのです。

(議長) 委員 E どうぞ。

(委員 E) これはあくまでもその条例の対象になるものは何か、ということだけを単に定義して  
いるだけで、それが一団かどうかというのをチェックするのは、それは国がやっ  
ていけばそれを利用すればいいという話で、それができてなかったらやる必要はあ  
るかもしれないけれど、基本的に国がするのがあればそれをただ利用する。それに  
輪をかけてチェックするというのではないと私は思いますけれど。

(議長) 条例案の中に項目があると思うのですが、この定義づけとして、一団とみなすとい  
うことをここでやっておかないと、それにそぐわないので、そうとみなしたいと  
さっき持ってきたということだと思いますが。ほかはございませんか。委員 D どう



ぞ。

(委員 D) なかなか勉強不足で大変申し訳ないのですが、今の論議の中で委員 F からあったように、FIT法でも期間を置けばOKだよとか、今度条例になるとこれはそのままストレートに期間を置かなくてと、こういう流れになってくる訳ですよ。そうしたときに、これは委員 H に法律的な見解をちょっと聞いておきたいと思うのです。今の論議も踏まえてその部分も入れて見解を頂きたいと思っています。

(議長) 委員 H よろしいですか。

(委員 H) 今のは、10kW以上と認定するかどうかを、分割案件を同一とみなすという前提で規制するということについてですか。それ自体は経産省は50kWかどうかというところを一団と見るかという考え方で、それと別に条例は10kW以上を規制対象とする前提に立つと、その基準を超えるかどうかというのを一団として見るということなので、一応別個の審査っていう整理は可能です。そういう意味で言うと、上乘せ条例として違法っていう話では必ずしも無いのかなというふうには思っています。

ただ、私も先ほど委員 O がおっしゃられていたポイントは、実務上市の負担感として大丈夫かなという不安はあって、特に10kWの規制基準がまずあって、このあと規模によって許可制をとった場合、許可基準を変えていった場合に、市の担当者が許可を出すかどうかについて、これは果たして周囲にどういう案件があるだろうかというものをチェックした上で許可するかどうかを判断しなければならない。もし全部許可制にするのであれば、10kW以上の案件全部について市がやらなければいけないという行政負担が生じるということなのだと思います。それに市として耐えられるかどうかというのは、行政判断としてよくお考えになられた方がいいのかなとは思っています。

(議長) 委員 D よろしいですか。

(委員 D) もう一つ申し訳ないのですが、FIT法でOKだよという話の中ですが、今度は条例を作りましたというところの中で、その期間の間隔を空けると、さっき委員 F が言ったようにOKだよという格好で話がありましたね。そうした場合、条例の場合はずっと繋がっていく訳ですよ。そこら辺のところはどうかということをお願いします。

(委員 F) もう一回説明します。今言った9.9kWが1個ある所に、例えば少しでも増やせばもう10kWを超えますから、私はそのとき市に条例の許可を求めれば良いと思っています。だから、市がチェックしなくても、もう出す側として理解しましたから、要するに増やすごとに市に許可を求めれば良いと自分は思っています。例えばまた10kWやってその次に10kWやって10kWやっていって、その都度市に条例の許可を求める書類を出せばいいのかなって。やってはいけないということではない訳ですよ、太陽光を。

その都度許可を求めて、要するに時間を変えてどんどん増設していった場合には、1年後にまた10kW増やす、そこで市に許可を求める、また2年後に出す許可を求める、事業者側としてはそういうふうな手順をその都度踏んでいくものだと認識していますが。だから将来そこは重要な部分で、いったん10kW超えればちょっ

と増やすごとにパネル1枚増やすのであれば、全部許可を求めて増やしていくのかなど。実務的にはそうなる。

だから、市の人が見張る必要はないのではないですか。事業者が自分で出すから。増やすたびに許可の書類を出すつもりでいますので。これができたらそうするしかないですよ。それでいいと思いますけど。

(議長) 委員Dどうぞ。

(委員D) 反論するようで大変申し訳ないのですが、今9.9kWという格好の中で、いくつもあって、それをまとめるのがよく分からないから何とかしてこうと、こういう話なのですよ。委員Fの場合は事業者が善意の形の中でそういう格好でやっています、とそういう話。だけど、今現実はその分からない状況の中でいくつもあると、こういう話なのですよ。だから、そのところをちょっと整理しないとおかしくなるとなかなか理解ができないと思います。

(議長) 10kWを一団とみなすと皆さん書いてありますので、括弧付けの中によく書いてあります。「複数分割案件については一団として合計出力とする」と書いてあるので、1件ずつの届出をすとか、許可をとるとかということに限定していません。

委員Bどうぞ説明してください。

(委員B) ここに何でこんなに時間を掛けるのか泣きたくてしまうのですけれども、はっきり言って今ご本人が言ってくださったのであれですけれども、9.9kWを並べている方というのは多分ほかにいらっしゃらないと思います。ただ、そういうことをする意味があまりないので世の中的にはありません。ですから、その方が今までは届出をされてなかったで、それはちょっと実際並べてみたら50kWになりました60kWになりましたといったら対象にならないのはおかしいので、ここにこういう条項を入れさせていただきました。ただはっきり言って他の方は知りません。なので、あまりここに大量の時間を掛ける意味が分かりません。

(議長) いいですね、10kW以下とは見ないということです。ここにあるAからDに該当する場合、それより上の範囲の出力とみなすということを言っている訳です。でないとここに条件色々必要ないですから。よろしいですか。委員D。

(委員D) もう一点いいですか。一番この項目の中で心配なのは、先ほど委員Hもおっしゃったような市のルールが非常に多くなるというところについて、非常に問題はあるかなと思っています。限られた人員の中でやっていかなければならない、誰かやっていたらいい、とそんなレベルではないと思うのです。だから、その辺のところをこういう格好でいいよ、だけれどもその労力を何とか軽減できるような形のものもあるかどうか。その辺をちょっと何か考えがあったら。

(議長) 委員Bどうぞ。

(委員B) はっきり言わせていただくと、1社しかない訳です。今後増えるということは私には考えにくいのです。そして、これが実際に49.5kWの複数分割案件の場合、逆に言えば市の方たちは届出に来る方が1人なので、1人が10件持ってきたり20件持ってきたりする訳ですから、もう市の方は逆に絶対わかります。そこで同じ方が来るので。私は多分その部分は関係ないと思いますし、要するに10kW以上50kW未満が96%ですから、それをきちっとこの条例で網羅しないとやる意

味がないです。ですから、そこについてはいくら件数が多くても、やってもらわなければいけないのですけれども、これを一団とみなすかどうかというのは、私は自分がやっている訳ではないので分かりませんが、事務局の方に聞きたいですけれども一団とみなすというのは逆に一番届出なり申請を受ける方ですから、今も多分わかっているんじゃないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

(議 長) 事務局。

(事務局) 確認できるものがあれば一団として見ることはできると思うのですけれども、今のところ、そういったものについては特にケースが見受けられるというのは少ないように思われます。

(議 長) 委員 I。

(委員 I) 私事ですけれど、現在私の周りには10数か所50kW未満があって、5つぐらいは過去のもの、残りの5つはこれから進行形。それに対する図面もちゃんと何月何日頃設置予定ですよ、これは説明会のときに設置予定ですよ、という書類を提出しています。それはご存じですよ。以上です。

(議 長) 委員 B は納得していますか。今の質問はよろしいですか。

(委員 B) 納得は今一できていませんけれども、ただこの1項目目の趣旨は、10kW未満でもたくさんあれば10kW以上とみなしますよ、というだけの話なので、かなり話がずれた方向に行っているかなというふうに思うのですけれども。事務局の方がそうおっしゃるのだからしょうがないとは思いますが、私は設置届出台帳を見ている限りは同じ方がまとめて届出を出されている、というのは明らかに分かりますし、アンケートの言葉も一字一句変わらず、同じ委任の事業者の方や工事業者の方が出されているので、それは明らかに分かると思います。

ただ、49.5kWとかの分割案件ですけれども、国自体も実際はかなり見逃している部分があるので100%市ができるとは思いません。かなりの部分かわかるでしょうから当然その分かった部分については一団として考えてくださいということしか言えないと思います。今実際に国が30%以上の分割案件を見逃しているという実態がありますので、それを市がやれば100%かとは思いませんので。

当然ここで同じ業者が来ました、公図を見たら全部同じ地権者でしたということが分かれば、当然そこで保守点検責任者の名前が書いてあるでしょうし、そこで同じ人であればというこの条件で、分かたら一団とみなす、ということではよろしいのではないのでしょうか。

(事務局) 先ほどの説明なのですけれど、分割案件が禁止になってからということで、そういうものがあるかどうかということで回答させていただいたのですけれども、今まで分割案件は当然あるということは認識しているところではあります。

(議 長) よろしいですか。前文、本文にありましたが、だいぶ最初から時間が取られてしまいました、15時ちょうどになりましたので、ここで休憩を10分ほどよろしいですか。先ほどの話もありますが10分でいいですか。前の時計もだいたい同じだと思います。15時10分まで休憩になります。先ほど申し上げた方には大変申し訳ないですが、おトイレ等済ませた後、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。10分後に再開いたします。それでは休憩に入ります。

【休憩】

(議長) 少しお時間が過ぎました。話し合いの方も終わりましたので、皆さんお静かに願います。それでは、ただいま別室において先ほどの当事者で話し合いをしました。前文に関することについては、この場で皆さんちょっと時間が遅れているのでだいたい察しが付くと思いますが、時間が少し足りないので、また別途早々に日を設けてメンバーで集まりまして、それについての話をして、また皆様にそれについての発表を報告するということになりましたので、ここでの何ら決定はございません。決定されたのは、別途また時間を設けて当事者で話をしてまた決めると。それで皆様に報告します。そこまでです。よろしくお願いします。

それでは先ほどの議論の進行の続きに戻りたいと思います。2ページ目の第1番目の対象で止まっていたので、ここからまた始めたいと思います。間が空きましたが、記憶を呼び戻しまして進行に移りたいと思います。ご発言のある方はお願いします。委員Aどうぞ。

(委員A) ②の項目なのですが、言ってみれば遡及的な適用だと思うのですが、これは10項目で一緒に議論すると考えていいのですか。

(委員B) そちらでやった方がいいと思います。

(議長) 他ございませんか。無いようですので、1番目の対象の次の2番目、設備の設置を許可制にするというところに移ります。これに関してご意見ある方はご発言お願いします。委員Aどうぞ。

(委員A) これはちょっと委員Hのご意見もお伺いしたいのですが、これはとにかく手続き的には資源エネルギー庁の認可を受けた案件であります。それを今回条例で今どうするかという話なのですが、一度認可を受けたものをより強い許可制にするということは、ちょっと私としては行き過ぎではないかという感じがします。しかしながら、今現在要綱では届出制にしていますけれど、条例化した場合は届出制だとやはりこの条件を成就するのに担保が取れないだろうかという感じがしますので、その中間という話なのですが、要するに協議して同意をするというような形での方法はどうかと思うのですが。

そこで委員Hに、許可制の場合、届出制の場合、協議・同意っていうのは非常に行政用語として不明確である部分があるのですが、その点は私としては協議して同意がいいのかなと思っているのですが、その3つを比べた場合で、今回これらの条例化の中で委員Hの意見としてどのようなお考えがあるのかをお願いします。

(議長) 委員Hをお願いします。

(委員H) 結構難しい問題だと思うのですが、許可制度だからその条例が違法だとか、そういうロジックにすぐ繋がる訳ではないと思っています。結局、それは許可の基準がどういうもので、実際どういう運営がなされて、許可までの標準処理期間がどれくらいで、それで事業者の事業活動を過度に制約しないものかどうか、最低限度の規制ということで、目的に照らして必要最小限度の規制になっているか、という総合判断だと思いますので、というところです。

届出もメリット・デメリットそれぞれあって、許可制度というのは一番メッセージとして強いので、要するに北杜市内における太陽光事業については必ず市として

基準を作ってクリアしないものはそもそも認めないという強いメッセージになります。ただ、まさに先ほどの複数案件のところで申し上げましたが、行政コストの話は一团とみなすことは別におかしくないので問題ではなくて、問題は許可制度だっているところなんです。しかも、10kWというかなり数が多いであろう細かな案件も含めて全部許可の対象にするということに伴う問題としての行政コストの問題だというふうに思います。

途中から適合性の話から行政コストの話と、別の論点に変わってしまったのですが、その行政コストの話はやはりデメリットとして許可制度を挙げざるを得ない。それから、やはりいったん許可したものを後で取り消すというのは、これはまた大変なことなので、つまり、本当は審査基準を満たしていないのに市の事務ミスとか見逃しで許可を与えていたものを翻って取り消す。もちろんそれが申請をしてきた人の虚偽申告であるとか、それに基づいて欺もうによって許可されていれば当然取り消せる訳ですが、そうではなくて市側の判断ミスで許可を与えてしまったものを取り消すことがなかなか難しい。それは、それに伴う何らかの責任というのが市に発生する可能性もあるという辺りですね。そういったことは一応念頭に置いていく必要があると思います。

かたや届出制度は、先ほどのやはり対外的なメッセージ性というのは許可制に比べると弱いということは認めざるを得ないと思います。一方で、基準というものをしっかり設けるはずですから、この基準をきちんとクリアして守れというルールは作った上で届出を受けて、事後的に問題が周辺住民から申告を受けたりとか、市の調査で分かったものについては、条例で定めた基準違反だということでは正勧告もしますし、必要に応じて経産省に告知をして、法令遵守義務違反だということでFIT認定の取消を求めると。そういうプロセスをとれるという意味では、実は得られるところもあるのかなということなんです。

もう一つ、協議・同意という同意は、確か伊東市か何かそういう同意という形をされていたと思うのですが、確かにちょっと許可なのか届出なのか同意とは何だということ、どちらかというと基本的には許可に近いのでしょうね、同意しないと認めないということですから、実態は許可と一緒にだということではないかと思うので、先ほど申し上げた論点というのは同意についてもあろうかと思います。

一つ、皆さんでご検討いただいてもいいのかなと思うのは、結局どういうものを規制していくかということで、例えば大規模案件は市としてもきちんと精査する必要性が高いので許可制度にするとか、小規模のものについては届出をさせて、事後的に色々な情報収集の中で違反が見つければそのときに基準に照らして違反だということに必要な対応をとっていくと。こういう規模に応じた取扱の区別ということもあり得るのではないかと個人的には思います。以上です。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員A) これで意味が正しいのかどうか分かりませんが、例えば「許可制とは国民の権利に恒久的な制限を課した上で一定の行為等について例外的に認めることをいい、極めて強権的なものである」というような表現をされているのですが、これが正しいとした場合、例えば発電事業としては資源エネルギー庁の認可を得ていると。認



可を得ているものを再度強い行政処分をすることが果たしてちょっとこれは上乗せ規制として、私は行き過ぎではないかという感じがするのですね。

そうかといって届出制になりますと、あとで是正勧告とか色々あるのですが、やはり届ける側とすれば今回の問題については、性悪説をとる訳ではありませんけれど、比較的そういう実態があるという点を考えますと、極論を言えば届けばいいのではないかと、という話にもなってしまうので、なかなか行政として対応が難しいということになれば、私としては協議・同意というものができないかと思っています。しかし、これについては非常に曖昧な制度の審査についてで、そういう点で同じような質問になってしまうのですが、協議・同意、どうしても許可にはあまりにも強い強権力というか、行政処分というものが有りますので、行政が条例化する上でちょっと無理があるのかなという感じがします。そこで、私としては協議・同意というものをそれにできないかと思っているのですが、再度の質問ですみませんが。

(議長) よろしいですか。委員H。

(委員H) なかなか明確なルールはないと思いますが、運用によっては許可制度と同じ運用になるということだと思います。少しそれ以外の制度という意味では認定制度という、FITがまさに認定なので、許可という原則認めないけど例外的に許すということは許可制度なので、そこまでの行政上の厳しさではなくて、認定という、要件を満たしている限りにおいては原則認めるという体系の中での認定というのものも一つあるかもしれないというところだと思います。同意というのはなかなか位置付けが難しい。要するに許可と同じように運用されるのか、認定と同じように運用されるのか、運用次第で位置付けが変わってくるのではないかと思います。

(議長) よろしいですか。委員A。委員Bどうぞ。

(委員B) 許可制ということを挙げた一つの理由は、やはり今までの設置の事業者や設置の状況を見て、これはFITで初めて入ってきた太陽光事業者というのは本当に玉石混淆で、全ての国民が発電事業者になれるという非常に特殊な制度だと思います。ですから別に悪意ということではなくて、全く知らない、そういった事業をやったことがない人たちが本当に大量に乱入してしまったというそんな制度だと思います。ですから、皆さん見てわかるようにこのフェンスだとか標識だとかこんな簡単なもの、これ完全に違法状態なのです。1年間の猶予期間があってもこれだけの人たちが違法状態にいるという異常な事態だと私は思っています。

私も最近色々調べているのですが、例えば太陽光の構造強度の問題。これはほとんどの人が50kW未満は全く気にしていない、JISがあることすら知らない、そして強度計算が必要だということすら知らない。そういう状態でこれだけの設置がされています。そういう状況、そして更にそこには一部の悪意というか、これを利用して金融商品として儲けようと、ただただ利回り10%、12%それだけに群がって、自分が持っている太陽光がどこにどういうふうに設置されているか全く知らずにやっている状況を考えると、私はやはり強いメッセージというのが必要だというふうに思っています。

普通の業界であれば指導要綱やガイドラインは皆守るのです。それが当たり前だ



と私の今までの人生経験では思ってきました。それがここに来て、行政指導は守らなくていいのだという常識に初めてぶつかってびっくりしています。ですから、そういった特殊なF I Tの制度設計の問題があって、そういった業界であるということを考えれば、はっきりしたメッセージを出さなければ本当に条例化をする意味がないと思っています。

その辺を曖昧にしていけば、この許可制ということで、結局今まで指導要綱やガイドラインの問題をそのまま引きずることになるのではないかと思いますので、ここには行政の皆さんの負荷ということを考えれば、許可制にして本当に白黒はっきりした審査基準をきちっと出して、私たちが例として出した許可基準項目というものがありますけれども、こういった書類で全部きちっと精査してやっていくと。ですから、職員の方が判断に迷うようなことをできるだけ少なくして、そして事業者の方にとってもこれさえあればここで許可がとれるということをはっきり出した方が、事業者の方も悩まなくて済むというふうに思うのです。ですから、今までの曖昧な部分をできるだけクリアにしたいということです。

先ほど委員AがF I Tで認定したものを自治体で許可をするということはどうなのだろうか、というお話がありましたが、これはF I Tではっきり言っていますが、これに関しては、F I Tは「関係法令や条例の許認可と異なる観点から行われるもので、F I Tの認定は他法令における許認可を担保するものではない」ということがはっきり書かれています。今回出た評価ガイドにおいても、既に許可制の自治体が多数あるという前提で、その許可をしっかりと守ることということで書かれています。ですから、許可ということはF I Tの認定とは全く別の観点です。F I Tはどこに立地するとか、そこが土砂災害警戒区域なのか傾斜地なのか、隣に家があるのか、そんなことは一切関係なく、あくまでも電気設備の調達価格に関する特別措置法です。その電気設備に関しては、そこから売電された価格はこれで買いますよという法律です。ですから、これは趣旨が異なると私は思っています。

委員Hを前にしてそういうお話をするのは何でございしますが、ただやはり私は、これは別の観点で行われるし、この特殊な業界へ何十万という新規参入が入ってきた、こういう業界であるからこそ明確にしなければ分からない。私も今構造強度の問題とか色々専門の方に聞いてやっていますけれども、何で分からないかという、今までは電力会社の独占だった訳です。電力会社の専門の方だけが見ればいいので、一般の人が見てこの法律を理解するのは非常に難しい。たくさんものを調べなければいけないのですね。ですから、そこに一般の私たちのような人たちが皆事業者として入ってしまったので、より分かりやすくはっきりした許可制が私は必要なのではないかと思えます。

ただ実際に過去の色々な自治体の条例を見ますと、届出制によって適合通知とかそういった形で許可制と似たような運用をしているというのは確かにあります。協議・同意というものもありますけれども、それは実際は許可制と同じように運用して、言葉だけちょっと優しくしているというふうに私は受け取りました。

先ほど委員Hがおっしゃったように、ただやはり今回は内容的には明確な審査基準を出すこと、標準処理期間を定めること、そしてこれは後の罰則にも関わってき

ますけれども、私は罰金だとか料料でそれほどの抑止力が期待できるとは思っていません。それよりも、きちっとした形で許可基準項目を守らなかった場合に工事停止命令ができる、そして、許可を得ずに勝手に設置したものがあつた場合は除却命令ができる、それが必要だと思っています。そのためにはやはりきちっとした許可制をとることが、実際の名前と中身が一致した明確なメッセージが出せるのではないかとと思っています。

(議長) 委員E どうぞ。

(委員E) 今の委員Bのお話に関して、委員Hから色々その話の中で同意できないようなところがあったり、問題点があるかどうかお聞きしたいのですけれど。お願いいたします。

(議長) 委員H よろしいですか。

(委員H) F I T法との関係については委員Bからご説明があつたとおりかなと思います。あとは実際許可を出さない基準が、例えば以前問題だつた自然公園の中であるとか砂防指定地であるとか、そういう今国の法律で規制されている部分を更に強く規制すると。それが例えば全面的に禁止であるという拡張の部分について、一定の法的な問題があるのではないかとはいえますが、基本のお話の内容については特段私もそのとおりだなと思って聞いておりました。

(議長) 委員J。

(委員J) 許可制のところですが、先ほど委員Hがおっしゃっていたように、私は北杜市の条例として、少し乱開発を抑えなければいけないという方向性も含めて、メッセージ性という意味合いで許可制という言葉はあえて残すべきであると思います。この議論に関しては、今回の委員会に参加したときに委員が貰つた第7回の議事録の14ページから22ページにかかつて、この許可制のことは既に委員Hも含めて議論しているのです。今ざっと見た限りはぶり返しているのです。

ここにはもう一つ問題があるのですね。7月6日の会議の議事録が今ごろ来ているということが我々のこの会議を有効にできないというそういう原因にもなっているのですけれども、それをもしちょっとでも早く見せてもらうと「ああ、この程度まで話したのだな」と、「今日は残りの許可制に関してこの辺を話そう」と、そういう議論ができると思うのです。非常に無駄な時間を使っているような気がしていて、事務局にも議事録の早期の提出をお願いしたいということと、許可制に対してはメッセージ性を強めたいという意味合いで許可制という言葉を残したいというふうな発言をさせていただきました。

(議長) 委員C どうぞ。

(委員C) 今委員さんが指摘したとおり、委員Hは前回のところで法律家としての立場として「許可制でかつ罰則が付いているという問題は、慎重に判断する必要がある」というふうにおっしゃっています。それを踏まえて、あるいはその前から議論になっていたのですけれども、委員さんが今指摘されたとおり、許可制にするかどうかということについては議論がかなり尽くされていると僕も思います。上乘せをやつた場合の問題とか、委員Hに色々説明していただいて議論がされたと思います。

私も実際やられることというのが、この2のところの2行目、「適正であるかを判

断するための明確な許可基準（別紙1）」と、今日配られていますけれども、この許可基準というのは35、6あるのですよね。これを全て文書あるいは書類を出すという作業を通じて、つまりその作業は届出ですよね、実際それを見て基準に照らしているかどうかを丸にしていけることは北杜市がやることで、これは同意ですよね、実際やられる作業は先ほども意見がありましたけれど、届出の行為があり、チェックが入り、同意を下すと。

中身は許可制と、それを読んだほうが私もメッセージが強いし、全体としてそれを許可制と名付けた方が私はいいいという考えなのですが、実際やられることは許可か届出ではなくて、届出と色々な書類についてを審査して同意をするということですから、そんなにそこを区別して届出制にするということをお知らせするのはなくて、やっぱり全体の作業は結果的には市が責任を持って許可する訳ですから許可制というふうにした方がいいと思います。

メッセージ性とともに、今度は許可した時点から市役所なり市長の責任は重くなりますよね。だからこそ許可制というふうにして、そういう作業を積んで、届出書類をきちんとチェックする許可基準を示したこの別紙に基づく作業があるからこそきちんとした認可・許可が下りて、市長の責任はそういう意味では非常に重くなるというふうに私は強調しながら、許可制というふうに明記した方がいいと思います。

(議長) どうぞ委員O。

(委員O) 当然ここで議論している議員の皆さんの責任も重大だということはよくご理解いただきたいと思います。資料6に許可基準のところはやっぱりまとめてありますよね、前回お話をした課題となっているのはここですよ。先ほど一番最初に私は申し上げましたけども、また同じ話でやっぱり時間を食ってしまうので、もう一度原点に戻るとやはりこの点が課題になってくるのかなというところで、この辺を中心にやった方がいいのではないかと思います。

(議長) 今委員Oから話がありました。先ほどの委員Cのおっしゃった市長の責任、ひいては議員の皆様もこれに関しては当然条例を作る上で関わってくると思います。課題があります。民事上の問題かもしれません。事業者側からの訴え等、色々書いてございます。これらを含めて既に仕上がっている、先ほど委員Jからもありました、重複する場面での議論をここでしてもということもございましたが、せっかく事務局が労を費やして議事録から読み上げたもので資料6が作られています。こういった課題等があるということです。どうでしょう議員の委員の皆様、何かこれに関してご意見がございませうか。委員Dどうぞ。

(委員D) メッセージ性についての説明や話は、理解はできない訳ではないかなと思っています。ただ、現実の話としてここに書いてありますように、委員Bもおっしゃったように基本的に許可制の場合は市の責任が非常に重くなるというものが出てきませんかと思っています。

万が一それで訴訟が起きた場合のときに、逆に言えば敗訴の場合もあるよと、こういう部分も出てくるのではないかなと思っています。それは内容にもよると委員Hさっきおっしゃったこともある訳ですが、それを精査していかなければならないところもある訳ですが、許可制という格好の中でやると、間違いなく何か起きた場

合にはその訴訟に市が対応していかなければならないと。敗訴の場合は市の税金を使った格好の中でそれを支払わなければならないというところがありますから、そこは委員H、色々な形の中で十分検討すべきだと、こういう話なのだろうと思うのです。

ですから、私としてはあまりリスクが高いというような形ではなくて、上手く対応ができるような形の文言になればいいかなと、このように思っています。

(議長) 委員B どうぞ。

(委員B) これは委員Hにもお聞きしたい部分なのですが、今委員Dがおっしゃった届出制、協議・同意だから訴えられないと。私はそういう話ではないのではないかなと思っております。それは、最終的には条文の作り方によって当然変わってきますけれども、法令の範囲というのもあくまで違反しないということですから、どれだけ違反しない明確な審査基準を出すかという部分ではないかと私は思います。

私のにわかな知識では、協議・同意というのは行政手続条例や行政手続法の中にも出てこないで、あくまでも届出か許可のどちらかの法理論に実際の作った条例によってなるのだと思います。ですから、ちょっと洋服だけソフトにして、中身はどっちかみたいなの、その辺が逆にはっきりしない方が裁判の訴訟のリスクが増えるのではないかなと素人的には思うのですが。

最終的には何がしたいかということなのです。今の乱立、秩序のない作り方。別に作ってはいけないという訳ではなくて、指導要綱どおりにきちっとできていればこんなことはいらぬ訳です。ですから、これから決める後退距離だったり高さだったり色々な細かい部分があるのですが、そういったものにきちっと合ったものだけができるようにするにはどうしたらいいか。別に罰則をするための条例ではなくて、そういったものだけが作られるようにするにはどうしたらいいか。ですからそこではやはりどれだけ明確な基準を出すか、明確なメッセージを事業者にも住民にも出すかということだと思います。

許可ということがものすごく強いというふうに考えられていますけれども、世の中には許可ばかりであって、別に悪いことでなくても免許にしても宿泊施設にしても何でも許可ですよ。ただ、そういう場合はなぜ許可かということは、こういった要件に合ったものだけができますよ、というメッセージがクリアになっている訳です。

協議・同意というのは、協議・同意でもそういった基準を明確にすれば、結果的に法律論的には許可と同様の扱いになってしまう訳です。名前だけを変えているだけの話であって。ですから、これは私の個人的な感覚ですけど、中と外をごまかしっぽくやるよりは明確にした方が逆にいいのではないかなと。

今まで事業者の方もはっきりした指導が見えないから困っているという方も実際いらっしまったのです。もっと駄目なら駄目とはっきり言って欲しかったと。実際指導要綱ではそこまで厳しくしていないけれども、住民からはあれは嫌だ、これは嫌だと、後から言われると非常に困ると。そういった話もあるので、できるだけそこははっきりしたいなというふうに思います。

長くなって申し訳ないのですが、委員Hに伺いたいのは、そういった届出協



議という場合でも標準処理期間を設け、明確な基準を設け、そして工事停止命令や除却命令というのをできるのか、という部分なのです。要するに、中身は許可的に運用してしまうと。実際の自治体の条例では多く見られる気はするのですけれども、その辺はいかがかとは思いますが。

(議長) 委員Hをお願いします。

(委員H) 届出制度を前提としても、止めるという仕組みにすること自体は法制度上できると思います。クリアランス期間みたいなものを設けて、届出後30日間の待機期間みたいなものを設けて、その間に特に問題がなければそれはどうぞと。30日の審査期間内に何か問題があった場合には、追加資料の提出を要求するとかということ。それを止める、要するにどういう形にするかというのは検討が必要だと思いますが、差し止めの要素を入れた停止要請とか、そういう内容を入れ込むということはあり得ると思います。

原則論として、許可と届出というのは、本来は違うものだという理解でして、それは明確な行政の判断、それから行政処分が認定できるかどうかという違いはあるので、やはり許可というのは許可処分という明確な行政行為があるゆえに、許可を受けられなかった当事者からも、許可を与えたことによって迷惑を被る第三者からも両方の意味でその判断の適法性が争われるという法的なリスクというのはどうしてもある。届出の場合に純粋に届け出て、特段そういった先ほど申し上げたような認定とか、処分行為を挟まない設計にすれば、その問題は実質的には解消できるのでそういう違いはありますが、逆にそれを近づけていくということを希望されるのであればそういう手当をすることももちろん可能だと思います。

(議長) よろしいですか。委員B。

(委員B) それでも届出でそういった形にした場合に、適合通知を出したことに対する取消を求めることはできないですね。例えば隣接の住民、利害関係者が本来はこれは適合通知を出すべきではないと。審査基準項目からすれば適合通知を出すべきものではないのに市が出してしまった。それに対して取消の訴訟というか、そういったことはできないと思うのですけれども。許可であれば抗告訴訟というのができますよね。ただ、それができないということも問題かなと思うのですけれども。

(議長) よろしいですか。どうぞ。

(委員H) それはもちろんご指摘のとおりだと思いますが、適合通知を出すという一定のアクションはあるということに着目して、取消訴訟とか行政訴訟はなかなか更正が難しいかもしれませんが、例えば国賠とかそういうやり方というのは一応あり得るのではないので、純粋に届出だけ受け付けるという場合と、行政側から一定のアクションを加えるというのは少し違うのではないかなと思いますが。

(議長) よろしいですか。委員K。

(委員K) さっき委員Oからもありました、6番目の資料ですね、一部確認することはできますけど、ワンワードで抜き出してしまうと議事録と違ってなかなか理解が難しい。その辺悪用されると言うといけません、上手く理解しないといけないということがあります。それと今までの話し合いの中で、どうしても言葉としても「乱立」とか「悪徳業者」とか色々出ていますけれども、我々は基本的には健全な事業者にぞ

ひ来ていただいて健全な営業をして欲しい。少なくとも今の置かれているものも既に設置されているものに対して我々が望むように健全な形に持っていきたいというのが市民の考え方の総論だと思うのです。それに沿った話をしていただければなと思います。

それと、どうも裁判裁判ということですけども、裁判というのは若干裁判所のいい加減なところ、委員Hもよくご存じだと思いますが、裁判で白黒つけるという判断をしてもらうというのは、これは大変な社会的な基準なのです。それを逃げたりそれがないようにというのは、それはある意味では問題を先送りすることになるのです。

確かにその当事者になった方、その処罰を受ける方、またそれに対して市であれば税金を投入しなければいけない、それはあるかもしれないけれど、それは社会的な正義のためのお金なのですから、それをどういうふうにして逃れようかというのはあくまで健全なという考え方に反するのですから、その辺も今日のこの場では我々は善良な委員が善良な話をしている訳ですから、その辺だけはぜひ心得ていただければなというふうに思いました。

(議長) 委員Gどうぞ。

(委員G) 委員Hにお聞きしたいのですが、今市町村の条例も県条例もほとんど許可制なのです。それは、私は違法でも何でもないと思うのです。例えば、簡単に言えば道路占有許可とか色々行政用語でほとんど許認可でやっていますので、例えば開発の同意なんかの方が私は重いと思っています。全部地権者の同意とかとりますのでね。今ほとんどの市町村、大津市でもやっているように許可。ここを今問題があるというような発言もあったから、そこははっきり言って別に問題はないと。届出は届出で景観条例であるのですから。その辺だけちょっと説明していただけますか。本来はもうやっているのですから違法行為でも何でもなし、私は行政にも聞きたいのですが、そういうことだと思うのですがね。今の条例化を検討している中で許可が多いと。その辺について、もし分かれば答えていただきたいと思います。

(議長) よろしいですか、委員H。

(委員H) 最初に委員Aのご質問にお答えしたとおり、許可制度だから違法だということではないと思っています。先ほどと同じ説明になります。

(議長) 他にございませんか。委員Mどうぞ。

(委員M) 事業者の観点から少しお話させていただきたいのですけれど、今おっしゃっていただいている許可と届出という観点は、やはり事業者から見ても許可制度でも届出制度でもどちらでもきちんと対応すべきものではないかというふうに考えます。委員Bが先ほどおっしゃったとおり、標準処理期間とか許可条件みたいな満たすべき条件というものがきちんと定められているということが我々にとってはすごく重要になりますので、それが何かということを条例で定めていれば、この許可か届出かというところはそんなに我々事業者の立場からはあんまり影響のないところかなと思います。

メッセージ性なのか、訴訟の問題なのかというところは議論が必要なところだとは思いますが、事業をするという観点からは特に意見はないです。ただ一点、



変更の場合、よく大型の太陽光発電事業は許可を得てから工事をしながら実際に現地には行って見たところ若干読み違えているところがあってとか、測量に少し誤差があってとか、そんなに大きなものではないですけど、若干の変更が起こることが多いです。なので、そういった場合、許可を得てから着手してみて変更しましたと、かなり微細なものが何十個も変更になっています、みたいなケースの場合、変更手続きということはこの条例の中で定めておく必要があるのではないかなと思います。以上です。

(議長) 他はございませんか。委員B。

(委員B) この部分というのは一番重要な条例の根幹に関わる部分なので、時間が掛かるのもしょうがないと思いますし、皆さんに本当に納得していただきたいと思います。確かに今までずっと訴訟が起こった場合にどうするかというのは議会でも随分言われています。ただ、許可制にしたから必ず危険が限りなく大きくなるかという、それはやはり条例の作り方だと思うのです。

ここでお話しているのは骨子案なので、なかなか全てをお話しすることができないですけども、どれだけ審査基準項目というのを明確にして、その内容をどうするかという部分ですし、今委員Mがおっしゃったように、変更とかそういった細かいことは今まで骨子案の中には入れていることではないので、最終的に条例を作るときにそういったことをきちっと網羅して、そこには当然弁護士さんも入るでしょうし、その中で条例を作るとなればその中で絶対訴えられないことなんていうことは世の中あり得ないのですけれども、そういったリスクを限りなく少なくした条文を作るというのは当然可能だと思います。

ですから、ここで何をしたいかというのは今まで曖昧だった要綱だったりガイドラインを明確にする。何が作ってよくて何が作ってよくないか。それを明確にするということをはっきり出したい。そして、業界というものが熟成していないで全く分からない何十万という発電事業者に対してどういったメッセージを出すか。そこがやはり大きな問題だと思っています。

今これだけ「至る所」とか色々なお話がありましたけれども、私たちからすればこの北杜市というたった4万人しかいない所に既に1,800いくつできていて、これから更にまた増える。先週発表されたのであれば、一度2,890いくつに減りましたがまた増えている。このままでいくと、去年の12月に2,800ですけど、今の時点ではもう3,000を超えているはずなのです。毎月毎月まだ増えている。その事情を考えれば、善意のごく少ない大手の企業だけがやっているような業界ではないので、はっきりした許可制というものを私は必要だと思うので、皆さんにはそこを本当にご理解いただきたいと思います。

先ほど委員Hがおっしゃった自然公園の件に関しては、実は私はちょっと気にはなっているところではあるので、それはあとで禁止区域のところでお話はしたいとは思いますが、やはり原則として届出というのは情報の提供です。相手に通達して終わりというのが本来の姿なので、そこに諾否の応答を求めない、これが本来の届出です。本来の姿をはっきりさせるというのがやはり許可で相手が諾否の応答をする。それが許可です。ですから、その名と体をはっきりさせることが今回

はやはり重要だと思いますので、ぜひ色々なお考えがあると思いますけれども、その許可制というのは、私はどうしてもご了承いただきたいところです。

(議長) 委員I どうぞ。

(委員I) 今の委員Bに補足説明なのですが、過去のこの会の中でも事業者さんからも市からも、はっきりした許可基準がないから困るのだ、という声が度々私の記憶では出たと思います。ですので、今のような委員Bの意見、許可基準をはっきりすれば皆さんお互いに楽になるのではないかなと思います。以上です。

(議長) 委員A。

(委員A) 私の質問からだいぶ時間を掛けさせてしまって大変申し訳ありませんでした。私も許可のところは非常に重要な部分だなと思いましたから、あえて質問させていただいたのですが、委員Jのおっしゃるように過去のことは100%覚えていませんけれどほとんど覚えています。そういう議論をされたことは承知していますが、まだ自分自身で納得できない部分もありましたのであえて質問させていただきました。

ずっと皆さん方のご意見を伺っている中で、業者の皆さん、言ってみれば良識ある業者の皆さんは何も問題ないよとおっしゃっている訳ですね。そうあるべきだと思います。そして、僕はやっぱり法律論として気になったのは先ほど言いましたように、認可をとったものをまた許可というのは厳しいのではないかという点があったのですが、委員Hの説明でよく分かりました。

後は中身をどうするか、許可基準をどうするか、というところでの総合判断だろうという感じがしますので、委員Hがそこまで言うのであれば、どうしても私も行政の経験上からこう曖昧な部分で、真ん中を取ったらいいのではないかと、こういう感覚であった部分がどうしてもあったのですが、委員Hもおっしゃるように許可も協議・同意も変わらないということであるなら、やっぱり一歩踏み込んでいいのかなという考えに今段々と変わってきたのですが。ただ一つだけ、行政がこれからこの案件を扱っていく場合、問題点とか実際やっていく事務的な面で何かそういう負担が多くなるとかそういうことはないでしょうか。

(議長) 委員H どうぞ。

(委員H) 許可というのはやはり行政処分として重い判断ですから、したがって、市としてはきちんと資料を精査するという事だと思います。もちろん数が限定的であれば市の職員の皆さん一生懸命やられると思いますが、個人的な心配は、結構数が市内に多くて、10kW以上を地域問わず全部ということになったときに、市の職員さん大丈夫かなというのはありますけれどね。そこはしっかり市民の皆さんの意向を受けて全部やるというご判断であればそれはそれ以上私がコメントすることではないと思っています。

(議長) 先ほど委員Bからもございました、訴訟等がないよう許可基準をしっかりと精査して作っていくということですので、上位法、あるいは国の法律色々見合わせながら市が損害を被ることがないような形で許可制をとるというような話になったかと思います。この件についてはどうでしょうか。もう1件ありますか。委員D どうぞ。

(委員D) 今委員長がこの項目のまとめの話をした訳ですが、基本的には法律の範囲の中で

動くのであればよろしいという話で止まったと、こういう解釈でよろしいですね。

(議長) そういうことでよろしいですか。

(委員 D) 許可基準を今から検討するということで、この設計に対する規制がある訳ですが、ここで規制について委員 A が一步踏み込むよと。皆さんがそういう規制を残したいよとこういうお話のときに、基準や何かが法律の範囲にとという形になれば、そういう訴訟や何かというのはかなり法律の方もあるからできる訳ですが、例えばそれを超すような部分が出てきたときに非常に問題があるよということですから、今委員長のまとめの中でその法律の範囲でいきますよという解釈の中で論議をすると。こういう解釈でいいかどうかを聞いたという話です。

(議長) よろしいですか。委員 B。

(委員 B) 私が答えていいのかも分からないのですが、私たち日本国民ですから基本的に憲法に違反することはできない訳です。ですからその法律の範囲内という条文は、今の通説としては法律に違反しないということに解釈されています。違反しないということは、その法律は必ず上位法があるということではなくて、上位法がない場合には基本的な憲法だったりその関連する法律の趣旨に違反しないとか、あとから出てきますけれど、砂防法だとか土砂災害防止法などの場合に、その法律の趣旨に反しないということが基本だとは思いますが。

ちょっとお答えになっているかどうか分からないのですが、基本的に法治国家の人間としての法律の違反は当然できないはずですが、ただ、ずっと委員 H もおっしゃっていましたが、上乗せ条例とか横出し条例とか、そういった部分においては、やはり解釈が必ず一つではありません。弁護士さんによっても法律の専門家によっても裁判官によっても全て違いますから判例を見ても色々な判断が出ています。ですから、それを必ずここで断定することはできませんけれど、審査基準を考えるに当たっては、現行の法律に違反しないように考えるのは当然のことだと思います。そして、そのグレーの部分については通説のなるべく多くの学説が唱えているところ、判例に従うというようになるかとは思いますが。

(議長) 地方の実情に応じたということですね。よろしいですか。委員 A どうぞ。

(委員 A) 2番の下から2行目のところに「許可基準各項目についての判断結果は、公開するものとする」という表現をされているのですが、これについては各案件ごとにその許可の判断結果を例えばホームページで公開するとかというようなことではないですよ。

(委員 B) 私が考えているのはあくまでも開示請求で出せるということで、誰でもホームページで出せるということは考えていません。ただ、市が審査基準に従ってきちっと判断したかということを開示で見られるように、全くそれが闇にはならないようにということでの公にということなんです。

(委員 A) 情報公開を？

(委員 B) そうです。情報公開の開示請求をできるということです。

(議長) どうでしょうかこの項については。よろしいですか。

それでは次の3項目目に移りたいと思います。長いので朗読はしませんが、ご意見・ご発言を求めます。委員 A どうぞ。

(委員 A) 3の①については、これは当然のことでありまして、標識の設置は当たり前だと思いますのでこれは賛成です。

②の中で説明会をするのは、これは当然の義務ではありますが、「出席者の合意不合意を示す署名」という表現があるのですが、これは要するに合否を示すというのはちょっと行き過ぎなのかなと。そこまで求めなくても議事録をきちっと提出すればそれで十分ではないかと思うのですが、合否までここに署名して出せというのはどんなことを報告的にまた根拠に表現するのでしょうか。

(議長) 委員 B どうぞ。

(委員 B) 通常議事録というのは事業者さんが出されることだと思います。今までの設置届、それから説明会の状況を見ていると、設置届では全て説明会をした、説明会をするというふうになっているのですが、実際に周辺住民の方に聞くと全くないと。そういう事例がたくさんございます。ですから、事業者からの報告だけでは失礼な言い方ですけど信用できない部分があるので、出席した住民の方の署名があって、両者の意見が確認できるかなというふうに思っています。

合意不合意というのは、実際に全員合意しなければ駄目ということではないという話は最初にさせていただいたと思うのですが、あくまでも逆に行政の皆さんの実情の把握といいますか、これだけ全員が反対しているのにやるのか、それとも皆さんが納得してやるのかっていう結果の知識としてあったらいいのかなというぐらいのものです。ですから、一般の人にどうしても合意とか不合意とか書きたくない人もいるかもしれないので、そういう方は意見でもいいですし署名だけでもいいのかなと。それはそんなにがんじがらめにする内容ではないのかなというふうに思います。出席した人がきちっと議事録の内容も確認して署名すると、説明会が行われたという確認、これが一番の目的です。

(議長) 委員 A どうぞ。

(委員 A) 性悪説で考えればそういう人は可能性は十分あります。ただ一般的には、例えば出席しやすさということも含めたり、出席者名簿についても中には署名したくない人もいるし、出してもらっては困るという人もいるかもしれませんが、私としては趣旨はよく分かります。そういう業者がいるのだ、人がいるのだと分かりますけれど、それは今度条例化でまた審査の段階でそれらを確認することもできますし、この合意不合意の意思表示をさせるということまではちょっと行き過ぎではないかなと思ひまして、少なくとも議事録の中にどういう意見があってどういう答えをしてどう対処するかそれを全部書かれる訳ですから、それで十分ではないかなという。あとは、出席者名簿ですね。出席者が出していいなら出してもらおうという範囲でいいのかなと思うのですが。

(議長) 委員 K どうぞ。

(委員 K) 今委員 Bもおっしゃられたように、議事録を本来は参加した住民の方からも出すべきなのですが、通常は事業者で出すときに、それを参加した住民の方が内容を確認する前に出されてしまったり、その代わりに出席者名簿で確認できるからその内容が違っていたり誤解があった場合でもそのまま流されてしまうのがあります。当然おっしゃるとおり議事録の中には賛否も入ってくるし、これから市の担当者の方

が参考になるような具体的な事例が盛り込まれているので、それは参考になると思います。

出席名簿だけでは受付で出席しましたと個人名が入っています。それであった場合には漏れがある場合がありますよと。それをどういう形かで防げばいい訳で、そこまで趣旨は同じなのですけれど、そういう意味での合意不合意をそこまで明記する必要があるのかどうか。これは骨子ですからこういう考え方の内容を盛り込んで欲しいというふうにご理解いただければいいと思います。

(議長) 委員A どうですか。事業者はどうですか。委員M どうぞ。

(委員M) この賛否の部分は委員Aがおっしゃるとおりで、よく我々も説明会等ございますけど、賛否をお持ちの方のほうが少ないケースもありますので、ニュートラルな立場といいますか、どちらでも大丈夫ですという方もいらっしゃいますので、その方に無理に賛否を表明してもらおうという形でないのであれば、賛否がある方のみ書いて出すということは可能かなと思います。

今お伺いしていると、趣旨はそこにあるというよりは我々事業者が議事録の内容に少し手心を加えるようなことが起こらないようにということが趣旨だと思いますので、であれば、例えば区長とか地区の代表的な方に内容を全部確認いただいて、事業者と代表者の判子やサインがあるとかそういうのでも確認はとれるのかなとは思っています。

(議長) このような意見がございました。委員B どうぞ。

(委員B) 区の話になるとまたちょっと別の話題になってしまうのですね。行政区に入っている人、入っていない人の話が出てきてしまうので、ちょっとそこにいってしまうと何なので。

まず説明会が本当に住民から見ても行われたかの確認。そして、そこには十分隣接住民なり周辺住民が参加したか。ですから、ある意味言えば合意不合意を取って署名だけでもいいのかな、若しくはご意見ということでもいいのかな、という気持ちはあります。ここには私個人としてはそれほど大きな拘りはないです。ただ行政の方があとで参考になるかなというふうに思いまして。全員反対なのにやっている事業ばかりだとか、皆さんこうやって地域住民の方が納得してやっているなどか、そういうことが分かった方がいいのかなと思ったくらいです。

確かに意見を言いたくないとか、中には説明会に参加したという署名も絶対したくないという人を無理やりさせることはできないので、それは個人の自由という部分にはなると思うのですけれども、ただ基本的に立ち話でも説明会というふうに行っている事業者がいっぱいいたという過去の例を考えれば、説明会がきちっと行われた、そこには最低説明が必要な対象者がちゃんと出席していた、行政区長がたった一人で聞いた訳ではないとか、そういったことが分かるための署名です。ですから、「合意不合意」という言葉を取るとか、「意見」という言葉に変えても私はそれほど大きな問題ではないと思います。

(議長) 委員E。

(委員E) この合意不合意には2つの意味があると思うのですけれど、議事録が正しく書かれていたかどうかを確認する意味の署名と、説明会を受けて住民の方が本当にそれ



で納得したか、やっぱりそれでもこの事業に対して反対だという人もおいでになるので、事業者が説明会を終わったらそれで終わりということで一つの儀式で終わらないように、やっぱり住民の意思が合意なのか不合意なのかだけは示したいということでこの項目があるということですね。

だから、単に議事録の内容が正しく書かれたかどうかという話じゃなくて、ここで言っているのはあくまでもその説明を受けた後として、それでも住民の方が納得したのか納得してないのかということをしちっと示して出すということです。それぐらいは住民の意思表示としてさせてもらえたらいいのではないかとということで出されていると私は理解します。

(議長) 委員N どうぞ。

(委員N) 地域住民や周辺住民との合意形成という部分においては、やはり誰が出席してどのような意見が出た、どういう方が署名されたということは、後々のトラブルを防ぐためにも必要ではないかと。後になって、そんなことは知らない、それは区長だけが判子押したのではないかと、後日色々なトラブルを招かないためにもやはりこういうことはきちっとして押さえておいて、後日トレーサビリティ的に検索・検証できて、ああこういうことだったのだ、と皆合意してこの業者に説明会を開いていただいたのだと、そういう点をぜひちゃんとしてもらいたいと思います。

(議長) 委員A どうぞ。

(委員A) 趣旨はよく分かりますが、やはり人間として色々な立場で参加する人がいると思います。そうなりますと、合意不合意までを求めると参加しにくくなるということもあるのではないかなという気がする訳ですね。本当にそのことがあったかどうかを確認したいならその中の参加者の3人くらい選んで、会議録署名ではないけれど出すものが確実かどうかむしろ確認してもらった方が。ここに署名したって、実際出す会議録は業者の方が作るのですから、本当に疑っていくならそのくらいやらないと正確なものとは出てこないという気がします。

だからそこまでは無理としても、ここで合意不合意を何となく皆さんも意思を示したくない人はいいやとかそういうあやふやな部分があるから、それならあえてこれは必要ないのかなと私は思っているのですが。

(議長) 委員E どうぞ。

(委員E) 別に合意不合意の署名を強要することなくていいと思うのですね。やっぱり一番問題なのは不合意だと思います。不合意の方は何らかの意思を表明したいから自分は署名するという人はいると思うので、それは好まないということで別にいいかと思えますし、何人かが議事録を見て署名すればいいというのは、それはあくまでも議事録の中が信頼できる、正しく書かれているかどうかの署名であって、合意不合意とは全く関係ない話だとは思うのですね。

(議長) 委員H どうぞ。

(委員H) 署名を仮に周辺住民が拒否した場合の効果はどう考えられますか。つまり、周辺住民の方が実態としては悪くない事業だけど止めたいと思われたときに、署名をしなければ申請できないという制度になっていると、要するに署名をしないという方向で多分やられるのではないかなという気がします。

もう一つの考え方は、一つは事業者の責任できちんと議事録を作らせて、虚偽の議事録を作って提出した場合にペナルティを科すっていう制度を兵庫県で入れているところもあるので、そういうやり方も一つはあるかとは思いますが。

(議長) 委員E どうぞ。

(委員E) 今問題にしているのは、議事録に虚偽の内容があるかどうかをチェックするという意味ではなくて、全て聞いたけどもやはりこの太陽光の設置については自分としては同意できないという人が必ずいると思うのですよね。全員合意というのはなかなかとれないということで、そういう方の意思表示は最低限させていただくということでここにこういう文言を入れたのだと思うのですよね。これがなければただ議事録があって、それが確かに正しく書かれているというチェックを受けて流れていくだけで、ただその中で不合意だという意見もやっぱり市民の方が言いたいという方が結構多いと思うので、それは尊重して記録として残すのはいいのではないかとということだと思っております。

(議長) 委員A。

(委員A) これを義務付けてあるので義務付けるということは、今度はこれを業者の皆さんは付けないといけないと思うので強要しかねませんよね。それはあるのですよ、やっぱり。ですから、反対の人が意見を出したいなら反対の人たちが自分たちで署名して、それを添付してくださいとやればいいのではないですか。そうはできないですか。

(議長) ここに要望に対する意見を書くようになっているようですけど、どうでしょうか。委員K。

(委員K) おっしゃるとおりです。私が最初に申し上げたように、説明会を受けた住民の方が記録を作るということも可能なのです。ただその辺はどういう訳か事業者の方が面倒見がよくてやっぺらっぺらと事案が多いものから、それを基準に考えた場合こういうふうになってしまったということで、そういうことを拒否する訳でもありませんし、そういう世の中にする、そういうふうにして市民が意見を言ってそれを行政が受け止める、そういう世の中になって欲しいですね。ぜひ理解をよろしくお願いします。

(議長) 委員A。

(委員A) そういうことならそうやって強要するのではなくて、自分たちとしてやはり意見をきちっと署名を残してもらいたい人たちが書いて渡して出してくれと。出さなかったら直接市へ持ってくればいいのではないですかそれは。市だってそれを拒否しないと思いますよ。

(委員K) 追加ですけど、市の場合は今行政区長の判子がないと受け付けないとか、そういうふうな制度的なものがあって、いわゆる一般住民とか別荘住民の場合は意見が言えないのです。それが実態なのです。特殊な事例かどうか知りませんがそういうのをよく聞くのです。そうすると余計、意見を言いたい方が言えなくなる悪循環の中に入っているのです。少なくともこういう義務規定があれば、じゃあそういう形に切替えたらいいいのではないかと考えています。

(議長) よろしいですか。

(委員 A) それは反対です。

(議長) もう少し噛み砕いて、区ではないみたいなエリアの中での話とかそんなような説明はないですか。もう少し詳しくお願いします。

(委員 B) この部分はどんどん枝葉末節の話になっていくので、確かに反対意見をまとめて出すとか、それはもう個人の判断でやる部分はやると思うのです。ここでとにかくやりたいことは事業者側だけが出すのではなくて、あくまでも署名を求める、どんな人が出席したかということで、合意不合意という言葉がちょっと引っ掛かる部分があるということも分からないではないです。これがいいのか分からないですけども、例えば「合意不合意および意見等」とか、その辺をモヤっと。そんなに細かくする必要はないと思うので、ただやはりどういった人が出席して、説明会がきちっと行われたかということがはっきりすればいいので、あんまり細かく拘らなくてもいいのかなと思います。

(委員 A) 出席者名簿は…？

(委員 B) 出席者名簿というのは要するに相手が作る訳ですよ。ですから本人が署名した出席したと。そういうことで、そこに意見を書く欄とか意見を書きたい人が書けばいいみたいな感じでもいいのかなと。

(議長) 委員Aどうぞ。

(委員 A) だいたい今は出席者名簿があって、そこに個人が住所・氏名、電話番号みたいな格好でそこまで書くか知りませんが、ありますから、一般的に個人が署名するのではないですか。

(委員 B) 今まで私が参加したのにはほとんどなかったのです。名簿とか署名したことは1割もないですね。ただ行って帰ってくるだけ。

(委員 A) そうなるといけませんので、それなら出席者名簿を添付するという格好でいいのではないですか。

(委員 B) 出席者名簿に署名があるということですか。

(委員 A) 当然署名でしょ、出席は。

(委員 B) 出席者名簿というのは事業者が名前を勝手に書いて出すということもできる訳ですから。そこで署名というものが出てくる。ただ、残念ながら現実にはそうだったのです。そういったことが行われたことは一度もなかったです。全員の署名とかを求めたりとか意見を書いたりとか。一方的に説明をして説明会が行われた場合も、それでやりましたというだけの話。実際は説明会がないことの方がほとんどなのですけれども、それを担保したいということで。ですから、例えば意見が示せるような形の文章にして署名ということではないかと思うのですけれども。

(議長) よろしいですか、委員A。

(委員 A) まず出席者名簿っていうのは、我々は当然そこへ置いておいて、来た人が住所・氏名・電話番号を書くという認識でいたのですが、そうではない実態がある訳ですね。であるなら、個人の署名したとか、そういう表現でいいのではないですか。賛否をそこで問うというのは色々な支障があるような気がするのですよね。

(議長) 委員E。

(委員 E) 今の話を受けてこうすればいいのではないですか。出席者名簿に署名し、なおか

つ意見を書く欄があるということでそこに何を書いてもいいと。そこは不同意だっ  
て書いてもいいし、もうちょっとこうして欲しいと書いてもいいし。それは合意不  
合意を求めるとしないと。あくまでも意見を書くことができるということだけにす  
るということではいかがですか。

(議 長) どうですか。出席者を記名ではなくて出席者全員に署名をしてもらって、合意不  
合意じゃなくて意見がある人は書くということで。そういうことですか。

(委員 A) いいのではないですかね。別紙で出してもいいし。

(議 長) それが議事録というものなのかどうか分かりませんが、いずれこういうもの  
を作るということになると、フォーマットみたいなものが出てくるかも分からない  
と思うのですが、そんなことでいいですかね。委員 A まだ何かありますか。よろし  
いですか。

ほか3項目目はございますか。ページ渡っていますが。

(委員 O) 3項目目は私もまだありますので、これはちょっと次回に持ち越しの形かなとは思  
います。

(議 長) 委員 O からも話がありました。あと5分ほどですので、また予定等決めたりす  
ることもありますので、次に3項目目を持ち越しということでもよろしいですか。

(委員 B) ここまでやってしまいませんか。

(議 長) 次の予定とかを決めたりする時間がありますので、次回の予定を決めなければな  
らないです。

(委員 E) もし皆さんお時間が許せるようだったら、かなりまだ進んでいませんので少しで  
も時間の許せる範囲で延長して、例えば10分くらい延長してやれるのであったら  
やった方が私はいいかと思うのですね。まだ時間がかなり掛かりそうなので、次回  
委員会にするとまた遅れるということになるので。今日お時間の許す限り、30分  
なら30分ということで延長してできるだけ進めるということはどうでしょう。

(議 長) 委員 A どうぞ。

(委員 A) すみませんが私は16時半過ぎたら帰らせてもらいます。やっぱりそういうこと  
は前もって言わないと無理なので。そして一つだけお願いしたいことは、これはや  
っぱり早くやった方がいいと思いますので、これからまた1ヶ月後ではなくて、我々  
も議会があつて確かに忙しいことは忙しいのですが、空いている日もある訳ですか  
ら。

問題は執行の方がいいかということは気になるのですが、できたら1ヵ月後に1  
回じゃなくて、例えば10日後でも1週間後でもいいですから、もうここまでくれ  
ば早くまとめた方がいいかと思いますので、今日はすみませんが、他に16時半だ  
から16時半で来ている方もいますので約束は約束で切ってもらって、次回の開催  
を早くするというところでどうでしょうか。

(議 長) よろしいですかそれで。では次回に持ち越しということでさせていただきます。

次回の開催の日程ですが、なるべく早くというご意見もございましたが、委員 H  
の日程もあると思うので、少し時間を下さい。あと事務局の日程もあると思うので  
すけれども。

今ここで決めるということになると、先ほどの検討する内容よりも時間が掛かる

気がしないでもないのですが、どうでしょうか、事務局と少し思案をさせていただいて、なるべく早めに開催するというふうにさせていただきたいと思いますが。委員B。

(委員 B) 厳しいと思うのですが、本当に時間がないです。9月の議会があることも分かっていますし、プロセス工事が来年の7月から始まります。来年の春から一斉に設置が始まります。私は本当にこれが12月の議会に出さない限り、何の意味もない1年間になると思っています。ですから、本当に無理だと思うのですが、全ての資料はでき上がっている訳ですからあとは皆さんの日程だけなので、万難を排して今決めていただいて1週間くらいの間にはやっていただきたい。これは本当にお願いします。

(委員 A) 委員Hはどうでしょうか。

(委員 H) ここに来るためにどうしても丸一日空けなければいけないのですが、すみませんが来週再来週は全部無理です。例えば21日とかであれば。

(議長) 議会はどうですか。

(委員 A) 議会は大丈夫です。

(議長) 事務局。よく思案してお願いします。あとで駄目ということがないように。

(議長) 議員の皆様も大変市の市政にはご努力なさっていただいて、寸暇も惜しまずなのですが、夜でもいけるみたいな話が出ています。そこまでちょっと皆さんお付き合いするとすると大変になるかと思いますが、どうでしょう、少しお時間をいただけますか。事務局と話詰めます。いいですか。時間を下さい。ここで出すというのはかなり厳しいものがあります。

(委員 L) 夜でもいいのですが、先ほど全体の状況の推移について委員Bがお話をしました。私もそういう流れについて危機感というか時間の制約を感じておりますが、そういう認識について今日ご参加の委員の皆さんが共通の認識に立った上で、お忙しい中詰めるに詰めた時間帯を努力して決めるということであれば理解も深まるかとは思いますがその辺はいかがでございましょうか。

(議長) 今委員Lからも意見がございました。前向きに積極的な考えで、なるべく早めに日程を定めるということであるかという確認ですが、皆さんそうですね。

(委員 A) こうしましょう。次回でともかく時間延長があってもまとめてしまうと。

(議長) 全部ですか。

(委員 A) それくらいでやった方がいいでしょう。それは異常事態が起こればやめますけどね、普通ならだいたいこの量でいけば少し延長すればまとまるのではないかと。例えば次回は一応3時間を目途とするのですが、もし終わらない場合は多少延長してでも一応仕上げる、という形でやることはどうでしょうか。

(委員 O) 先ほど許可制とかという話もあったのですが、内容が非常に重要だということで、今もここに皆さんのご意見が色々ある訳ですよね。次回絶対にこれを全部まとめ上げるっていうのは、やるとしたら非常に時間が掛かるとは思いますが。夜中まで掛かっても皆さんやるというふうにおっしゃる訳ですか。

(委員 I) そうです。

(委員 O) ちょっと現実的ではないです。

(議長) 次にまとめるような努力をすると今改めて意見が提示されましたのでどうでしょ



うか。どうぞ。

(委員 B) 今の委員 O の意見でちょっと思うのですけれども、過去 2 回散々議論をしているのです。一つ苦言を言わせていただくと、委員 O は今回 1 項目目で随分色々おっしゃいましたけれども、今までの 1 項目目のときには全くおっしゃらなかった。何で今回突然そういう別の意見が出てくるのかなというところで、非常に議論に時間が掛かりました。私は 1 項目目の内容というのは大きな内容ではないなと思っていて、許可制とか後退距離とかそういう部分には時間はとるだろうなと思っていましたけれども、今までの 2 回で全く出てこなかった意見が突然出てきてずっと引き伸ばされた。非常に私は残念に思います。今までの 2 回の議論がなければ、ものすごく時間が掛かるかもしれませんが、もうほとんど議論は出尽くしたと思っています。同じことが繰り返されています。ですから、事務局の方が論点整理ということで資料を作っていたのだと思っています。

当然 1、2 週間の中に突然気が付いたということがあるかもしれませんが、それは多くないはずなので、私は本当は今日で十分できるとしていました。皆さんそれだけ今まで議論し尽くしたと思っています。ですから、次回に終わらせるということは決して無理な話ではないと思います。それはいかに今までの議事録なり自分の話した内容をきちっと精査して考えをまとめてきているかどうかです。どれだけ予習・復習をきちっとされて準備をされてくるかです。それだけこの検討委員会に真摯に向き合っているかどうかだと思います。

(議長) よろしいですか。委員 C。

(委員 C) 私も皆さんと同じように、今日画期的な方向が出されたのですよね。市長は条例化の可否を含めて提言いただきたいという私たちに任務を与えて、9 回目で会議の前半でそういう合意がなされた。公開ですからそれは事務局を通じて市長にそういう方向が出されたということは今夜か明日の間に伝えると思うのですよね。そうすると、市の執行部はやはりじゃあどういふ条例にしていくかということをやらないとならないというのが行政マンですから恐らく思うと思うので、ぜひ私も次のときには次の日付で提言が出せるようにぜひ皆さん頑張って結論を急ぎたいと思います。ぜひそういう方向で頑張りたいと思うし頑張ってください。

(議長) 早期に日程を定めます。

(委員 A) 日程をできるだけ早く。一応そこでまとめるという基本方針でいきましょう。

(委員 G) 事前に質問があれば委員 B に聞くとかそういうことも必要かなと思います。ダブって質問する場合は。

(議長) その件については議論の場を設けられて議論をするチャンスも与えられているので、事細かにそれは重複しているとかそういったことを私も指摘しかねないところもございますので、そのために資料 6 というものを事務局も用意してくださいました。またあえて第 1 から始めた訳ですから、重複する部分が多少あったとしてもそれは皆さん公平に与えられた議論の場ですから、そんなに非難するようなことは今後ないようにお願いします。

それでは、次の日程をできる限り急いで策定したいと思いますので本日の検討委員会はこれで終了します。事務局に戻します。

(事務局) 委員長、議長としての議事進行、どうもありがとうございました。それでは閉会の言葉を坂本副委員長お願いいたします。

(副委員長) 勉強不足の坂本ですが、今回色々議論ありまして、また次回に持ち越しとなりましたが、私もしっかりと勉強してまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまをもちまして第9回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

## 9 閉会

会議終了 午後4時40分